

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予算特別委員会会議録（7）（24. 1 定）			
日 時	平成 24 年 3 月 8 日（木）	開 議	午後 1 時 0 0 分
		閉 会	午後 5 時 3 4 分
場 所	第 2 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	山田委員長、川畑副委員長、千葉・安齋・高橋・濱本・ 齋藤（博）・新谷・前田各委員		
説 明 員	市長、副市長、教育長、水道局長、総務・財政・産業港湾・ 生活環境・医療保険・福祉・建設・教育・病院局経営管理各部長、 総務部・産業港湾部・生活環境部・建設部・水道局・教育部・ 保健所各参事、保健所長、会計管理者、消防長、 選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記 記録担当			

～会議の概要～

○委員長

ただいまより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、安斎委員、濱本委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。秋元委員が千葉委員に、中村委員が安斎委員に、山口委員が斎藤博行委員に、佐々木茂委員が前田委員に、それぞれ交代しております。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より発言の申出がありますので、これを許します。

○福祉部長

平成18年度から実施しております児童デイサービスの利用者負担金への補助にかかわる24年4月からの取扱いについてでありますけれども、今定例会における議会議論を踏まえまして、24年度において十分な周知期間を設けるなどの対応を検討したいと考えております。

○委員長

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、一新小樽の順といたします。

共産党。

---

○川畑委員

◎児童デイサービス利用者負担金補助金について

それでは、児童デイサービス利用者の負担額補助金の変更について、質問させていただきます。

まず、これまで、市はこども発達支援センターと、それから民間施設などの、幼児、学齢期児童の227人を対象に、市の独自施策として、児童デイサービス事業への利用者負担の半額補助をしてきたということであります。平成23年度予算において、221万8,000円を計上してきているわけですが、今回の24年度予算においては、法の改正を機に、児童発達支援事業の利用者負担金補助金として105万9,000円を計上しています。前年度に比べると115万9,000円減額させられているわけですが、ただいま福祉部長から、今定例会の議論を踏まえて、24年度において十分な周知期間を設けるなどの対応を検討したいと報告されました。

そこで、4月から学齢児への補助金を続けるということ解釈してよろしいのか、確認させてください。

○（福祉）澤里主幹

今回お示ししたものについては、平成24年度からの廃止の考えはありましたけれども、先ほど部長からあったように、24年度については、理解をいただけるような周知をしていくということで、この4月からは廃止という形にはならないというふうに考えています。

○川畑委員

放課後等デイサービスの就学児80人を補助対象から外す方針を撤回するということがよろしいですか。

○（福祉）澤里主幹

先ほど話したように、平成24年度中に理解をいただけるように周知を図って行って、理解をいただいた場合には、25年度からは廃止をしたいというふうに考えています。

○川畑委員

もし、それを変えるとなれば、予算の変更はしなくていいのですか。

○副市長

予算の変更ですけれども、発達支援センターの事業の目が一緒ですから、100万円以上あれば、この事業自体、国

の事業で、実を言うと昨年から大きい事業として4億7,000万円の増になっております。4億7,000万円の増になっているうちに、不用額が必ず出てくると思うのです。その不用額を利用することなどで対応できると思います。だけれども、できない場合は、補正ということもあり得るのかと私は考えております。

○川畑委員

そうしたら、基本的には、流用を考えて、それをできない場合は、補正を組むということですね。

○副市長

はい。

○川畑委員

今定例会の議決では、周知期間が足りないということで、とりあえず平成24年度は従来どおり施行して、利用者への説明、周知の上で、学齢期児童の補助を対象外にすることになると説明を受けたのですが、そういう解釈でよろしいですね。

○(福祉)澤里主幹

はい。

○川畑委員

それでは、周知期間がいつの時点で終わるふうに考えているのか、お聞かせいただけますか。

○(福祉)澤里主幹

先ほども答弁させていただいたのですが、平成24年度中ということ考えておまして、その理解を得られた時期がいつになるかというのは、今のところははっきりしませんけれども、当面は24年度中については、周知を図っていくという考え方でおりますので、場合によっては、年度の途中で理解を得られた場合については、検討していくようなことも出てくるかというふうには思っています。

○川畑委員

この周知徹底するというのは、どのような方法で周知徹底しようと考えているのですか。

○(福祉)澤里主幹

まず、今サービスを利用されている個々の事業所に廃止の方向性について説明をして、個々の利用者につきましては、どういった周知方法が望ましいのか、検討しているところです。

○川畑委員

それでは、今のところ、周知徹底されて、途中であっても周知徹底されたとなれば、その時点で補助をやめるということでもいいですか。

○(福祉)澤里主幹

時期的なものについては、先ほども話したように、はっきりはしませんけれども、もし理解が得られた場合は、そういったことも考えられるというふうには思っています。

○川畑委員

それを入れて最長で平成24年度内ということ決めているのですか。長くても24年度ということ考えているのですか。

○(福祉)澤里主幹

時期的に、ぎりぎりとなった場合については、平成24年度が一つの目安というふうに思っています。

○川畑委員

それで、平成24年度は、当面継続することになるわけですがけれども、就学前の幼児への支援事業の負担補助分も今後打ち切る考えは持っているのでしょうか。

○福祉部長

幼児を対象とする補助ですけれども、一応平成24年度からの新しい枠組みで言います児童発達支援事業は、幼児を対象としていますが、これについては、障害の早期発見等の観点から継続することとしております。

今後ですけれども、将来ずっと続くかどうかということについては、先ほど副市長も答弁しましたように、障害者施策全体に対して、今回相当の事業費がかかっております。そういうことがありますし、関係法制度の動きなども見ながら種々考慮していかなければならないと考えております。

○川畑委員

私としては、この児童発達支援事業だけでなく、障害児通所支援事業全体に補助を続けていくべきではないかと思っているのですが、そういう点では予算上もうできないということなのでしょう。

○福祉部長

そうした先の必要性は同じように考えておりますけれども、本来であれば、国の施策として全国共通の障害の早期発見、そういった取組は進めていっていただきたいと思っております。現状もそういった仕組みになっていない中で、全道でもこうした取組をしているのは、小樽市とほかわずかで、レアケースな取組になっておりますので、予算が設けられればこれは続けていきたいところですが、国の法制度とか、あとは市全体の財政状況なども考えて今後は判断していかなければならないというふうに考えております。

○川畑委員

要するに、幼児については、今後も補助を続けていくということでのいいのですね。

○福祉部長

今、申し上げられるのは、当面平成24年度の予算として、幼児については当然続けていきますし、でき得れば、今後も続けていきたいというふうに福祉部としては考えております。

○川畑委員

そうしたら、平成25年度以降は、またその時点で改めて考えるということなのですか。

○福祉部長

これは、いわゆる法に沿った手続ではなくて、市の施策ということでもありますので、毎年度の予算は無視できないことにはなろうと思っております。

○川畑委員

私も先ほど言ったように、こういう福祉の予算については、削るのは反対したいと思うのです。というのは、例えばふれあい見舞金についても、何だかんだ言って結局は廃止です。予算の中では、それほど大きな金額ではないと思うのです。今回の中でも削る金額というのは、前年度の予算から見れば115万9,000円、そういう額です。そういうものを削ることについては、断固反対していきたいというふうに私は考えています。

◎小樽市職員倫理条例について

次に、職員倫理条例案について質問したいと思います。

まず、今回のパーティー券問題でいろいろ問題になった外部委員会なのですけれども、その外部委員会の委員長である肘井弁護士、それに佐々木潤弁護士、それと小樽商大の結城教授の3人がメンバーだったと思っておりますが、今回の倫理条例制定について、各委員に意見を求めたのかどうかお聞かせください。

○総務部副参事

外部委員会の調査報告書が出ておりますけれども、実はこの倫理条例につきましては、昨年10月に策定いたしました再発防止策に推進方策の一つとして、仮称ですが、倫理条例の制定ということをやっております、今お尋ねの外部委員会の調査報告書をつくる段階では、まだこの倫理条例をつくるというような話は出ておりませんでしたので、特に外部委員には相談はしてございません。

○川畑委員

私はぜひ聞いたほうがよかったのではないかと思うのですが、聞かれなかったという理由は今話したほかに何か特にありますか。

○総務部副参事

今話したとおり、この調査報告書をつくる段階では、まだ再発防止策をどうするかということの細かい点については特に定まっておられませんでしたので、当然のことながら外部委員にも、こういったものはいかがでしょうかというような話というのは、その段階では何もしていなかったという状況でございます。

○川畑委員

そういうことであれば、何を参考にしながらつくられたのか、その辺をお聞かせいただけますか。

○総務部副参事

今回の条例の策定に当たっては、一つは今お話に出ております外部委員会の報告書の中にも提言ということで、7点ほど出ておりますけれども、その中にコンプライアンス委員会を活用するとか、あるいは公益通報の窓口にするとか、何点かいろいろ参考になる点がございましたので、そういった点も当然その条例案を組み立てていく中では参考にさせていただいております。

それから、他都市といいますか、これは道内だけではなく、全国的にいろいろなところでこういった条例もつくられておりますので、当然のことながらそういったところのいろいろな条例を参考にさせていただいて、ここだけということではなくて、今話したようなことをいろいろ含めまして、内部でも議論をさせていただいて、そして今回提案させていただいている条例案をまとめ上げたという状況でございます。

○川畑委員

今回、陳情第292号が出ているのですが、それと今回の議案第26号の基本的立場の違いについて説明していただけますか。相当長いものなので、私もなかなか理解しにくかったのですが、要点を簡潔にお示しいただけませんか。

○総務部副参事

陳情で出てきておりますものの根底にございますのは、国が倫理法あるいは倫理規程を定めておりますし、北海道で言いますと、倫理条例、それから倫理規程を定めております。ですから、倫理規程ですとか倫理法ですとか倫理条例といいますのは、いわゆる利害関係者との間の禁止行為を中心にした公務員倫理に特化した法律ですとか、条例、規程ということになってございます。

ですけれども、今回、市が提案させていただいておりますのは、これまで小樽市には倫理規程がございましたので、そういった意味で、その中に入っております利害関係者との間の禁止行為といったものの骨格をできるだけ多く条例の中に盛り込むということが1点ございますし、また、それだけではなくて、何か職員に対して不当要求行為等が行われたときに、公正な職務が曲げられてしまうというようなことがあっては困りますので、そういったことについては、組織的対応をするというようなことを盛り込んでおりますし、また公益通報制度ということで、市役所内部で非違行為ですとか不法行為といったものが行われているというようなことがあれば、職員のみならず市民からもそういったものを通報いただいて、実際に行われていることであれば、それをすぐにやめさせるような措置をとらなければいけないですし、また起きるようなおそれがあるというようなことであれば、未然に防止しなければいけないですし、そういったようなことを今回の条例案の中には盛り込みまして、いわゆる倫理だけということではなくて、もっと幅広い観点で、複合的にこの条例案を策定しようということでございます。

○川畑委員

要するに、陳情書は、道職員の倫理規程などに合わせて、それを基本にしながら陳情を上げてきていると。そして、条例は幅広くとらえてやっているということの回答だと思うのですが、道職員の倫理規程でうたわれているこ

と、今回の議案第26号の倫理条例でうたわれていない項目というのがあるのかどうか。もし、それがあれば、それをカバーするものがあるのか、その辺を説明していただけますか。

#### ○総務部副参事

先ほど話したのですが、基本的には、今ある小樽市の職員の倫理規程のかなり大きな部分を今回の条例案の中に盛り込んできております。それで、具体的にどこが違うかということをいろいろ見てきたのですけれども、大きく残っている部分というのが、実はあまりなくて、それで個別に見ていきますと、今回コンプライアンス委員会とかコンプライアンス推進会議ということで、庁内外に新たな委員会、会議を設けるというようなことがありまして、実は、これまでの倫理規程の中には、総括サービス管理責任者とか、サービス管理責任者というような組織もあったのですが、それは倫理に対しての組織ということであったわけなのですけれども、今回、庁内にはコンプライアンス推進会議ということで、倫理も含めて、さらには不当要求行為等ですとか、あるいはコンプライアンスの推進全体についてのことというような、もっと幅広く対応できる会議も設けるようなことにしております。

ですから、実際に条例に盛り込んだ以外のことで残っているものを見ていきますと、例外規定というのは、道と比べて若干入っていない部分というのはあるのですけれども、それらは時とともにまた変わっていくことでもありますので、そういったものは具体的にわかりやすく今後つくる予定のコンプライアンスハンドブックなどの中に入れていこうということでも考えております。ですから、実際に、今条例をつくって、今まである倫理規程を廃止したとしても、その辺のところは特に問題のない形になるというふうに考えてございます。

#### ○川畑委員

次に、私どもが一番問題に考えているのは、職員倫理条例案の中で第7条に「市民等の責務」というもので、我々としては、これを削除することを求めて質問したいと思うのです。「市民等は、職員の公正な職務の遂行について理解し、協力するよう努めるものとする。」とあるわけですけれども、いくら努力規定とはいいいながら、小樽市の市民というのは主人公です。その主人公である市民に職員の公正な職務の遂行について理解し、協力するよう努力せよというのは、命令のように聞こえるのです。こういう命令のごとき条文については、傲慢ではないのかと。その辺について見解を聞かせてもらいたいと思います。

#### ○総務部副参事

市民等の責務ということで、第7条に載せさせていただいておりますけれども、まず中身について、今おっしゃったとおり、まず第1項では、職員の公正な職務の遂行について市民等が理解して、協力するよう努めるものとするという規定があるのですが、これについては、職員が公正な職務を行うためには、職員みずからが率先して職務をしっかりと公正に行うというのは、言うまでもないことですが、やはり職務を行うに当たって、相手方、市民等の方がいらっしゃるわけですから、当然のことながら公正な職務を行うに当たって、職員だけがしっかりやるということではなくて、その職務の内容を市民等の方にも理解していただいて、御協力いただくということも必要だというふうに我々は考えてございます。

それから、第2項では、不当要求行為等をしてはいけないということも定めておりますけれども、これにつきましても、不当要求行為等が発生するという事例は、一般的に考えて、よくある話ではないわけですし、どのような市民等の方も、すべてが不当要求行為等をするということであれば、何かその縛りを入れているということになるかと思っておりますけれども、そうではなくて、ここに書いてある事柄といいますのは、一般的に考えますと、一般市民にとっては、ふだん通常の市民生活をされて役所とのかかわりを持たれる部分においては、特に問題になる規定ではないということが、まず一つございます。

それとともに、ほかの部分も見ていただきますと、ここでは職員の責務と、それから管理監督者の責務と、それから任命権者の責務と、それから市民等の責務というようなことで、それぞれの責務について規定しておりまして、これは条例をつくる上で、それぞれの段階での責務というものをバランスよくちりばめたという形になってござい

ます。

そして、実際に、これらを置いているところを我々も全国的に調べてみましたが、単純に少し調べただけでも、9か所とか10か所とか、いろいろなところで、これとほぼ同じような規程を置いておりますので、ごく一般的な規程として実はとらえておまして、これで市民等の責務だけを規定しているということであれば、委員がおっしゃるように何か市民にだけそういう負担をかぶせるというようなことになるかと思えますけれども、それぞれのところの責務を責務として、これは義務ではなくて、責務という言い方で、若干強制力の働かないような表現で載せておりますので、そういった意味で言いますと、バランスよく、それぞれの責務というようなものを載せたというふうに考えてございますので、ここは御理解いただきたいというふうに思います。

#### ○川畑委員

今おっしゃったように職員の責務、管理監督者の責務、それから任命権者の責務と、それに並んで市民等の責務ということで、まさに平等に扱ったというような雰囲気だと思うのですが、ただ、これはやはり主人公が市民だということへの対応として、市の職員の倫理条例なのであって、市民を職員管理者だとか任命権者だとかと並べて平等に扱うというのは、ふさわしくないと私は思うのです。ですから、あくまでもこれは削除すべきだと。後ほどこれを削除した修正案を出したいというふうに思っていますので、最後に意見を聞かせていただいて終わります。

#### ○総務部副参事

今、委員から、そういうお話がございましたけれども、この条例案の後段のほうで、公益目的通報というのが出ておまして、市の内部で実際に何か非違行為等あるいは不法行為等が行われたときに、公益通報の制度を入れておりますが、市民も、職員が通報する内部通報に準じた形で参加して、公益目的通報というようなものをしていただけるという制度も設けております。これは、どちらかというとも他都市でもあまりある制度ではないのですが、小樽市は、これまでも要綱にこういった制度が入っていたこともありまして、今回の条例の中には、あえて盛り込んでおります。ですから、確かに主人公であります市民も、この条例の中では参加していただく場面もございますので、そういう意味では、職員倫理条例というふうに銘は打っておりますけれども、市民参加の場面もございますので、そういう意味では、先ほど御説明したように、ほかの団体と一緒にバランスよくここに規定させていただいているということでございます。

---

#### ○新谷委員

一般質問で聞くことができなかったところを聞きます。

#### ◎孤立死の防止対策について

初めに、孤立死の防止対策なのでございますけれども、一般質問の答弁では、高齢者、知的障害の方だけではなく、精神障害の方にも対象を広げるということでしたので、これは大変よかったですと思います。福祉サービスを受けていない障害者の実態を把握する対策について、相談支援事業所等とも連携し、本人が希望するサービス利用に向けた支援を行っていくという答弁でしたけれども、具体的にその中身をお聞かせください。

#### ○（福祉）澤里主幹

今、実際に職員によって調査を進めている最中なのでございますけれども、実際に訪問いたしまして、外部との接触が全くない、あるいはそれに近いような生活を送られている方もいらっしゃるものから、外に出るためのサービスについて、いろいろな福祉サービス制度を紹介した上で、いわゆる孤立化を防ぐような形になるように相談支援事業者とつながるような取組をしていきたいというふうに考えています。

#### ○新谷委員

その相談支援事業所なのでございますけれども、今回、主要施策の中に出てはいますが、どのように変わるのでしょ

うか、その中身をお聞かせください。

○（福祉）澤里主幹

4月以降、相談支援事業所がどのように変わるかということで答弁いたしますが、今までは、北海道が指定している相談支援事業所に、私どもから相談支援業務を委託して、いろいろな相談を受けていただいたわけなのですが、4月からは給付決定のプロセスが変わりまして、今度は特定相談支援事業者が作成したサービス等利用計画に基づいて、それを勘案して支給決定をしていくという流れになります。先ほどお話しした今の四つの市相談支援事業所については、4月からはそういった計画利用サービスと、計画部分を作成するための特定相談支援事業所という形で変わっていく形にはなりますが、従来どおり一般の相談業務もあわせて行っていくという形になります。

○新谷委員

相談員の人数は増えるのですか。

○（福祉）澤里主幹

先ほど話したように、サービス等計画書を作成していくに当たっては、相談支援専門員というのを配置しなければならないということで、今4事業所のうち一つの事業所については、2名の専任職員、あとの3か所については、それぞれ1名ずつ兼任の職員がいるのですが、4月以降については、相談支援の強化あるいはサービス等の利用計画の作成ということで、一つの事業所には3名の相談支援専門員、ほかの三つの相談事業所については、それぞれ専任の相談支援専門員を1名ずつ配置して、相談業務、計画書の作成に当たるということになっています。

○新谷委員

そういう中で、障害者と接触ができ、孤立死防止対策にもつながっていくということですね。

それから、高齢者見守りネットワークなのですが、異常発見時の通報ルールについて、共通認識を持つことであって、平常時の見守り機能が発揮されていないということでしたが、平成23年7月に地域福祉課で高齢者一般調査報告を行っております。その中で「今後あるとよい」というサービスについてはどのような結果になっていますでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

高齢者一般調査のアンケートの結果でございますけれども、「今後あるとよいサービス」という設問に対しまして、一番多かったのが「安否確認」でございます。件数的には253件、全体を占める構成比といたしましては、38パーセントになってございます。続いて、「配食」が107件で16.1パーセント。次いで、「家事援助」が105件で15.8パーセント、以下「庭の手入れ」あるいは「ペットの世話」のような順番になっております。

○新谷委員

そういうことで、やはり高齢者の方は、見守りを定期的に行ってほしいという要望が強いのです。

それで、制度は違いますけれども、旭川市では、社会福祉協議会に補助金を出して、市内53地区に分けて社協があるそうですが、民生委員や町内会の方が訪問や電話をかけて週2回の連絡をとっていると旭川市に聞きました。釧路市では、地域包括支援センターの職員を増やして、そういう見守りなどを行っているということなのですが、現在の小樽市の体制の中では、社協は大分違いますし、やはり包括支援センターの職員を増やしていく、障害者については相談員が増えるということで、包括支援センターですから全部やるのですが、専門相談員も4名しか増えませんし、包括支援センターの職員を増やすということも必要ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

委員の御質問の中にもありましたように、現在の見守りネットワークにつきましては、異変時の対応に主眼を置いておりますので、平常時もいかに見守っていくかということについては、各事業所あるいは団体とこれから協議していく形になっておまして、一つの方法としては、委員がおっしゃいましたとおり包括支援センターの職員を

増やすという方法もあるかもしれませんが、それは今後の協議の中で、どういう体制がいいのか、どういうやり方がいいのかということについては、決めてまいりたいと考えております。

#### ○新谷委員

##### ◎防災について

次に、防災についてなのですけれども、まとめて聞きます。

一つは、一般質問で電柱に避難所の掲示をしてほしいという市民要望があるのだけれども、どうだろうということでは、だめだと、やらないということでしたが、函館市のように電柱に標高表示をしたものを張りつけるというお考えはないのか。

それから、標高を表示したときに、どこまで避難したらいいのかという市民判断、その意識づけはどのように進めていくのか。

それから、沿岸部で、これから7回ほど地域説明会を行って、要望のある町内会にも説明をするということでしたけれども、その後、住民要望を取り入れた津波避難計画はいつごろ完成するのか。

それと、地域で拡声器とかサイレンの設置の要望が既に出ておりますけれども、それに対してどのように考えているか、この4点についてまとめて聞きます。

#### ○（総務）杉本主幹

まず、電柱表示の関係からですけれども、地域住民への標高の周知につきましては、本市では、まずは新年度から5か年で、各避難所の表示板を標高の入ったものに順次取替えを進めていく予定になっております。また、その内容について、広報誌などを通じて周知してまいりたいというふうに考えています。

それから、電柱への標高の表示につきましては、今後、他都市の状況も参考にしながら、また電柱表示の場合の内容についても検討していきたいというふうに考えています。

それから、市民が避難する際の標高なのですけれども、市民判断として、どこまで逃げればいいのかという部分につきましては、標高で表示するのは結構難しいと思いますので、今後、北海道から出される予定となっております新たな浸水予測等の情報も参考にしながら、そのあたりは検討していきたいというふうに考えています。

それから、市民への関係なのですけれども、3月21日から各地域の町会等で説明会を開催いたしまして、ハザードマップの配布を始めてまいります。その際、各沿岸地域では、地域ごとの避難計画を作成していただくことと考えておりますので、これによりまして地域の方の防災意識のほうも高まるものと考えております。

なお、全体の津波の避難計画についてですけれども、まず地域防災計画に登載する予定の津波避難計画については、平成24年度防災会議での策定を予定しております。なお、地域ごとの個別の津波避難計画につきましては、今回の説明会以降、24年度からそれぞれ作成していただくというふうに考えております。これまでにあった拡声器とかサイレンの要望についてでございますけれども、各地域で、これから特に沿岸地区中心に説明会、それから避難計画等の話し合いの場を設けてまいりますので、その際にどのような方法が適しているのかも含め、地域の方々と一緒に検討してまいりたいというふうに考えております。

#### ○新谷委員

一般質問でも聞いたことです、この拡声器とかサイレンの設置。同じような御答弁だったと思うのですけれども、要望が強い、もう既に出ているところもありますし、市長も御存じだと思うのですが、消防のサイレンが届かない地域があります。ですから、地域にとって何が一番いいのかということは、今後の話し合いでということなのですけれども、そういう話し合った中で、町会として要望が出ているものなのです。ですから、それについても積極的に取り入れていただきたいと思っておりますけれども、市長の御見解を伺って終わります。

#### ○市長

今、防災担当主幹が答弁したとおりでありまして、これからそれぞれの地域の中で、地域の皆さんが何を望んで

おられるのか、どのようにしたらいいのかと、それぞれのいろいろな事情があると思いますので、そういった中で、私としては、とにかく市民の皆さんの安全を守るということを第一に挙げておりますので、そういったことを含めて検討していきたいというふうに思っております。

○委員長

それでは、共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

---

○濱本委員

◎防災について

まず、防災に関連して伺いたいと思います。

市長がやはり防災対策は必要だという認識の下で、市長提案のときにもずいぶん力強くいろいろなお話をされていきました。その中で避難所の機能強化をいうことをおっしゃっていらして、それで今回も約900万円近いお金をかけて、避難所の機能強化を果たしていく、実現しようとしていらっしゃると。

そういう中で一つ確認をしたいのは、避難所の機能強化といったときに、避難所の機能というのはいっぱいあると思うのですけれども、とりあえず衣食住が足りるようにしなければならないという。優先順位が高いものから今年準備をされていると思うのですが、その中で、昨年の3・11の東日本大震災を見たときに、避難所に来た、ほとんど体育館の中に入っていましたけれども、違和感を覚えたのは、体育館の中に外の情報が入ってくる、例えば、単純にはテレビがあるとか何があるとか、そういうものが全然なかったのです。今68か所の避難所がありますけれども、学校が相当数入っていると思いますが、学校の体育館というのは、実はアンテナのコネクターがないのです。万が一避難所になったときに、そこに入っている人たちは、ほとんど情報から途絶されている状態で、不安感も相当あると思うのですけれども、今私が言った体育館に地デジのアンテナのいわゆるソケットというか、コネクターが設置されていないという認識は合っていますか。

○（総務）杉本主幹

まず、地デジのコネクターがあるかないかということですが、今現在まず体育館でのコネクターの部分については把握しておりませんので、今後そのあたりも含めて調べていきたいというふうに考えています。

○（教育）総務管理課長

学校施設の関係でございますので、体育館については、そこでテレビを見るという前提にはしてございませんので、そういうコネクター、端子については準備してございません。

○濱本委員

学校施設としては、そういう機能は必要ないのかもしれないのですけれども、市長が避難所の機能強化と言いましたし、地デジのコネクターをつけるのは、それほど大きな金額ではないし、それからもっと言うと、学校施設の放送施設とは分離した独立系のものをつけることによって、避難をしたとき、緊急時に役に立つだろうと私は思いますし、学校の改修もありますし、新築もある予定だと思いますので、今後その点も踏まえて検討していただければと思います。

それから、もう一つは、避難所そのものが停電になったときの電源対策、結局3・11もそうですけれども、真っ暗でというのは、よく見た光景です。将来的には電源対策も必要かと思っておりますけれども、その点についてはいかがですか。

○（総務）杉本主幹

今現在、避難所の機能強化については、冬の耐寒装備の強化も含めて、新年度から進めていく予定でございますけれども、今、御指摘のとおりライフラインの中で、いわゆる電源がとまったとき、この対策が、先ほどテレビの話がありましたが、テレビを動作させるにも電源が必要だと思いますので、今後、電源の確保に向けても検討して

まいりたいというふうに考えています。

#### ○濱本委員

シェルターではないので、どこまで用意すればというのはありますけれども、できるだけ予算の限りもありますが、順次そういうものも検討しながら設置をしていってほしいというふうに思います。

#### ◎教育行政執行方針について

次に、教育行政執行方針に関連して、聞きたいと思います。

平成23年第2回定例会と今定例会、2回の教育行政執行方針の説明をいただきました。それまではなかったのですけれども、ある意味、小樽市議会にとっては画期的なことだというふうに私は認識をしております。そのことを聞く大前提として、まず教育委員長と教育長と職務代理者という三つの言い方があるのですけれども、この違いについて、法的根拠もあわせてお聞かせをいただきたいと思います。

#### ○（教育）総務管理課長

根拠なのですが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」というのがございまして、その第3条で「教育委員会は、5人の委員をもって組織する。」ということになっております。それから、第4条において「委員は、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。」、それから第12条で「委員長は、教育長に任命された委員を除き、委員のうちから委員長を選挙しなければならない。」というふうになっております。また、委員長についてですが、「教育委員会の会議を主宰し、教育委員会を代表する。」、それからまた13条で「教育委員会の会議は、委員長が招集する。」というふうになっております。「委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する委員がその職務を行う。」というふうになっていまして、小樽市の教育委員会会議規則第2条で委員長職務代理者ということで指定しております。

また、教育長は、地教行法第16条で、「委員である者のうちから、教育委員会が任命する。」ということになっております。「教育長は、教育委員会の指揮監督の下に、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる」というふうになっております。また、委員会の職務権限の管理、執行ということが一つの仕事となっております。

委員会としましては、教育機関の設置や管理、廃止に関すること、それから学校等の教育財産の管理、こういったことが教育委員会の業務として載っております。

#### ○濱本委員

一つ確認しますが、教育委員の会議の中で、教育委員長がもう選任されている中で、合議制で、ある議案について賛否同数の場合は、私は教育委員長が最終判断をするというふうに理解をしていますけれども、合っていますか。

#### ○（教育）総務管理課長

そのとおりでございます。

#### ○濱本委員

ということは、教育委員長は、それだけ大事な職務を持っている、大事な立場であるということだろうと思います。ただ単に教育委員会を代表している、主宰しているということだけでなく、議案に対して賛否が同数だったときに自分の判断をしなければならない立場の人だろうというふうに思うのです。そのぐらいの立場の人であれば、教育長は教育行政執行方針を説明しましたけれども、ある意味では、教育委員長が教育委員会を代表して行っても不思議はないのかなというふうにも思います。現実に千歳市では、教育委員長が第1回定例会においては執行方針を説明されている。第2回定例会以降は教育長が教育行政報告を定例会ごとに行っているという実態もありますけれども、そのことについて教育長はどういうふうに御認識されていますか。

#### ○教育長

それぞれの地方自治体で判断をされていることだろうと思います。それで、私ども教育委員会の認識とすれば、教育委員会から委任を受けた事務の範囲の中で、今年度小樽市教育委員会として取り組むべき重点課題又は予算の

主なもの、それを教育長が議会の場で教育行政執行方針という形で説明をし、広く議会を通じて、市民に今年度の取組について説明をしているという認識であります。

したがって、基本的には、何年かの基本的な方針、例えば教育委員会で言えば小樽市学校教育推進計画の 5 か年計画でありますとか、そういう基本的な方針は教育委員長が言い、教育委員会が決定をします。それに伴って、各年度の具体的な取組については、教育長が言うのが市民にとってはわかりやすいのかと。それで、具体的な方針を述べたほうが、取組について具体性をアピールできるという意味では、教育長が行政執行方針をやったほうが、よりわかりやすいのではないかと、私自身は考えております。

#### ○濱本委員

そういう意味では、ここら辺がたぶん認識の違いだろうと思うのです。では逆に聞くと、千歳市がそういうやり方をしているという事実に対して、どういう御認識ですか。

#### ○教育長

先ほども申し上げましたとおり、それぞれの地方自治体における教育委員会の判断だろうと思いますが、たぶん当初に教育委員長が包括的な基本的な方針を述べて、個々具体のことは第 2 回定例会以降で教育長が述べる、そういう決めで教育委員会として、合議の機関の中でそういうふうを決めて行われているだろうと思います。

#### ○濱本委員

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の基本的なものの考え方だとか、例えば文部科学省が出している、これは部会の話ですけれども、「地方分権時代における教育委員会の在り方」というレポートも出ていますが、そういうものを踏まえたときには、実際の質疑の対応をするのは、教育長でもいいのかもわかりませんが、やはり方針を述べるというのは、その教育委員会議を主宰している教育委員長のほうが、法的には何となく合っているだろうと私自身は認識していますし、これはそれぞれ議会などが検討することだし、市長部局、教育委員会も御検討されることだと思いますが、将来的には私はそういう姿のほうがよりわかりやすいのではないかという気がしています。

その点については、答弁はいいのですが、それで実際、今回報告された教育行政執行方針なのですけれども、小樽市教育委員会のホームページで、これも平成 19 年以降再三お願いをして、ようやく教育委員会議の内容がアップされるようになりました。ずっと見ていたのですが、今回のこの教育行政執行方針について、教育委員会の会議の中で載ったのは、臨時会の中で載っているのです。それで、臨時会の中で載っているのですが、それは臨時会の招集告示に載っていて、その臨時会の議事録の概要は、まだアップされていないのです。しかし、その後日、定例の教育委員会議が開催されて、招集告示も出ていて、その後の議事録概要もアップされているのですけれども、それより前に出していた臨時会の議事録が一つもアップされていないのですが、そのことについてはいかがですか。

#### ○（教育）総務管理課長

ホームページに直ちにアップするというのを忘れておまして、今日載せてあります。申しわけございません。

#### ○濱本委員

速やかにアップをお願いしたいと思います。アップがされていないのでお聞きをしますが、その臨時会の中で、今回の平成 24 年の教育行政執行方針に対して、教育長はたぶん素案を出しているほうだろうとは思いますが、ほかの 4 人の委員の皆さんから何かしらの御意見等はあったのでしょうか。

#### ○（教育）総務管理課長

教育方針の決定段階で、2 月 14 日、午後 6 時から教育委員会庁舎で、第 2 回臨時会の中で決めさせていただきましたが、内容については、重点的な今年 1 年間の事業について説明させて、検討させていただきまして、了解を得たものであります。

また、教育長が委任された範囲の中で、まとめて報告するというようなことについても了承を得ております。

### ○濱本委員

それで、招集告示を見ると、議案という場合と協議という場合と両方使い分けがされているのですが、この教育行政執行方針が協議という取扱いになっているのは、どういうことなのですか。要は、議案と協議の違いと、なぜ協議になっているのか、その点についてはいかがですか。

### ○（教育）総務管理課長

議案につきましては決定するという意味、具体的に例えば条例等の決定等するとき、市に提出するというような決定のときは、議決、議案ということで扱わせていただいて、協議という場合につきましては、内容について概略を説明させていただきまして、細部にわたるものについては、決めるというふうに言っておりませんで、協議というような形でさせていただいております。

### ○濱本委員

言っている意味がよくわからないのです。協議というのは、言いつ放しで終わりということなのですか。確かに議案は先ほど言ったように教育委員会の中で賛否をとって、もし同数の場合は教育委員長がそれを決すると。では、協議というのは、そういうものとなじまないということですか。

### ○教育部長

現在の小樽市教育委員会での会議の持ち方でございますけれども、議案と、それと協議と、そして報告と、大きく三つに大別してございます。議案につきましては、今お話がございましたように議決を経てというようなものでございまして、その賛否が分かれたときに、ある程度の議決といたしますか、そういったものが必要でございます。基本的には、一つの考え方として、教育委員全員の合議体だという考え方もございます。そういう意味で、議決ということではなくて、全員で協議をしながら合議に至れば、よろしい部分というものもあると思います。今回の執行方針については、白黒をつけるというような性格のものではないというふうには考えてございまして、今回については協議ということで、委員全員で活発な意見を交換していただいて、そして原案のとおり承認をいただいたというような経過になってございます。

### ○濱本委員

最終的には、各委員から承認をいただいて、要は賛成をいただいて、教育委員が集まっている会議として、いわゆる成立をしたという、そういう認識でいいですか。

### ○教育部長

そういう認識でございます。

### ○濱本委員

教育委員会というと事務局を含めた教育委員会と会議の場所の教育委員会と、相当混乱するものがあるので、あえて教育委員会というふうに私は言わせてもらっていますが、教育委員会全体もそうですが、教育委員会の会議そのものもいろいろ全国的に指摘されている部分もあるので、今後とも少しでもよくなるように御尽力をいただきたいし、教育委員の皆さんにも投げかけをしていただきたいというふうに要望をしておきます。

### ◎学校の儀式的行事のあり方について

次に、いよいよ卒業式が近づいてきていまして、その後には入学式が控えていると。国旗・国歌の話は、ずいぶんされていますけれども、私自身も何回も卒業式には、いろいろな立場で、議員としての立場もありますし、PTA会長としての立場でも出席をさせていただきました。そのような中で、確かに国旗掲揚も国歌斉唱も実施されていることは、昔よりはずっとよくなったということは実感しておりますけれども、それでも例えば国歌斉唱のときに校内放送設備ではなくて、教頭がラジカセを持って、そこにマイクをかざしてみたいな実態も私は見ているのですが、例えば昨年の卒業式において、そういう校内設備が使えなかったという実態はあったのでしょうか。

○（教育）指導室主幹

国歌斉唱時の伴奏についてのお尋ねでございますが、CDの伴奏が委員の御指摘のとおりほとんどであります。中には、教頭がラジカセで伴奏を流すという役目を負っているという学校もあるということは認識しております。ただ、それが何校あるかということについては、私どもとしては実態を把握しているところではございません。

○濱本委員

保護者にしても、私自身もそうですけれども、ほかのことについては、校内の放送設備を使っていて、国歌斉唱の伴奏のときだけラジカセを使って、そこで教頭がマイクをかざしているという姿は絶対に違和感があるし、おかしいと思うのです。それに対して、そういう事実があることを認識しながら何校あるかわかりません。調べもしていない、わからない、把握もしていないというのは、私はいかがかと思うのですけれども、どうですか。

○（教育）指導室主幹

御指摘のあった状況でございますけれども、先ほども話したように、こちらでは押さえておりませんが、その学校の人員等の事情もあるかと思っておりますけれども、入学式、卒業式の目標の中には、厳粛な雰囲気ということが申すまでもなくあります。そういう中で教頭なり管理職がスイッチを入れるというような状況については、やはりその部分からすると望ましくないものとは考えます。ラジカセよりは、校内には体育館にも放送設備がございますので、それを使って流すということは望ましいというふうな認識には思っております。

○濱本委員

ぜひこれから15日、20日前後にあるわけですから、実態を調べてもらいたい。

それから、今の御答弁の中で人員と言いましたけれども、人員が足りなくてスイッチを入れられなかったら、国歌斉唱のときのスイッチだって入れられませんよ。だから、人員が足りないから国歌を歌うときに伴奏が入れられないという事実はありません。それであれば、校歌のときも伴奏を出せませんから、それは事実の誤認だと思いますので、訂正というか、取消しをお願いしたいと思っております。

○（教育）指導室長

卒業式がこれからございます。その中では、先ほど主幹からもありましたように、各儀式的行事については、そのねらいが常に厳粛に、かつ清新に、それが行われるということが非常に大事だと思っております。そういう卒業式になるように、とにかく各学校で努めていただくとともに、今、委員が御指摘のとおり、校内体制の中で適切に行われるよう私どもも指導してまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○濱本委員

来年の今ごろいい報告を聞きたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでもう一つは、卒業式、入学式もそうなのですが、いわゆる儀式的なもの、だから卒業式も本当は、卒業証書授与式というのが私は正解だろうと思うのですけれども、そのスタートの部分、いわゆる開式と閉式について、子供たちがやっているのもある。それから、教頭が開式を言って、さらに子供たちがもう一回その後のスタートをやるといういろいろなパターンがあるのですけれども、やはり望ましい姿は、儀式ということであれば主宰者がやる、それはやはり学校ですから子供たちではないわけで、卒業証書の授与式の主宰者は児童会でもなければ生徒会でもないわけですよ、学校ですよ。もっと言ったら小樽市です。そこら辺の実態については、どういうふうに認識されていますか。

○（教育）指導室主幹

入学式、卒業式におきます児童・生徒の式での司会についての現状についてでございますが、国歌斉唱の発声、それから卒業証書授与の場面、それ以外では、例えば卒業生が入場する、退場する。それから、呼びかけというものもございます。それから、式歌、歌です。これの際には児童・生徒が司会をするという場面が入っている学校があるということについては、重々承知をしているところであります。

先ほども話しましたが、厳粛な雰囲気の中という学習指導要領の儀式的行事のねらいというのがありますので、そういった卒業証書授与の部分と、それからお祝いというのでしょうか、卒業生を送るといふ部分について分けて考えていくという、要するに混然一体となったものとしてとらえていくのは、行きすぎの場合がいろいろあると思いますので、その部分については各学校で工夫をしながら実施をしていくように、こちらでも指導していきたいと思っています。

○（教育）指導室長

これまでも各校長会議の中でいろいろ話させてもらっていますし、また本市のこれまでの歴史の中では、委員が御指摘の部分の本当に特別活動なのか、卒業式なのか、わからないような状況のものというのもございました。ただ、最近そういう部分も校長、また教員も十分その儀式的行事のねらい、これは再三私どもも校長会議の中で話していますけれども、これが本当に子供たちに身につけていかなければ、さきにございました成人式、あのようなことも十分考えられますので、私どももその儀式的行事のねらいを本当に大切にしながら進めてまいりたいというふうに思っています。

○濱本委員

一つだけ、これは要望です。

卒業式、入学式の国旗・国歌の話もありますけれども、学校の中では、いわゆる 1 学期、2 学期、3 学期に始業式、終業式という、一応そういう名称であるはずですが、そういう中でも、その儀式的要素の大事さを子供たちに伝えてもらいたい。単なる始業式、終業式というか、もう少し儀式的要素を強めた始業式、終業式のあり方を検討されてもいいのではないかと思いますので、その点については要望したいと思います。

○前田委員

◎自主防災組織について

まず、代表質問で防災に関連して幾つか質問をしました。本市が地域住民に期待する防災意識と組織のあり方について、どのように考えておられますかと、代表質問で聞いております。市長からは、自主防災組織うんぬんということですと来まして、自助や共助は防災の地域力とも言えるというような御答弁をいただいておりますので、この辺から膨らませて聞かせていただきます。

そこで、自主防災組織とは、どのような組織を想定されているのか、まず聞かせていただきたいと思えます。

○（総務）杉本主幹

自主防災組織につきましては、各地域の町会又は自治会、また連合町会等が各地域で防災活動を行うために組織している自主的な団体でございます。

○前田委員

そうすると、こういう災害絡みで、消防団ですとか、日赤というのもあると思えます。こういう組織は、どのようにとらえていますか。

○（総務）杉本主幹

消防団とか今御指摘がありました日赤につきましては、それぞれの機関がありまして、そこで組織しておりますので、自主防災組織の中には含まれておりません。

○前田委員

それでは、その日赤についてお伺いしますが、本市と日赤とのかかわりについてお聞かせください。

○（福祉）地域福祉課長

日赤と小樽市とのかかわりについてでございますけれども、まず日赤につきましては、万が一の災害に備えて、救護訓練や被災者への救援に努めるということを主な目的としている団体でございますので、直接小樽市というより

は、社会福祉協議会のボランティアを担当する部署がございまして、ボランティア活動をする際も協力して行っている、あるいはそういう防災訓練などの事業について、社協の組織あるいは日赤の組織なりが協力しながら行っているというようなことを聞いております。

○前田委員

消防団は、市内に18分団組織されていると思いますが、日赤は、どのような組織、形態で構成されていますか。

○(福祉)地域福祉課長

日赤の組織でございますけれども、一番上部にあるのが日本赤十字社という団体でございます、その下に各都道府県に支部がございます。北海道は、日赤北海道支部というところがございまして、道内各市に市地区と、市が地区ということで各市に配置されていまして、小樽市は小樽市地区というような位置づけになっております。その小樽市地区の赤十字社の中身としましては、無線あるいはスキーパトロール、それから救急に係る組織など八つのボランティア等に係る団体があるというふうに聞いております。

○前田委員

何か地域に組織されている消防団ではない、何とか分団とかというのはいないのですか。

○(福祉)地域福祉課長

消防団のように、各地区に平均的に置かれているようなものではなくて、ある方が代表になって、各地区満遍なくということではないのですけれども、市内に八つの団体が置かれているということでございます。

○前田委員

ちょっと違うのではないですか。

○(福祉)地域福祉課長

消防団とか、それから民生委員のように各地区を何地区かに分けて、それぞれに配置するというものではなくて、代表となる方がそれぞれいまして、その方をトップとして、八つの団体が存在しているということでございます。

○前田委員

日赤奉仕団というのは、どういう団体なのですか。

○福祉部長

日赤奉仕団といいますと、実態としては、小樽ですと例えばむつみ会というのが一つあるのですけれども、それは100名以上の方で組織をされてございまして、ここの方は、ふだん例えば献血推進ですとか募金活動、清掃活動、そういった市内のいろいろな分野の事業にボランティアとして御協力をいただいている団体です。この団体の中に限って言いますと、市内の一定の地区割りで組織をされているというふうには聞いております。先ほど地域福祉課長が答弁した日赤全体としては、特に地区割りにはなっていないのですけれども、こういった奉仕団という部分については、地域的なつくりというのもあるように聞いております。

○前田委員

それでは、その奉仕団が災害が発生した場合、どうかかわりを持つのですか。

○(福祉)地域福祉課長

災害が発生した場合については、例えば炊き出しですとか、あと被災者に対する支援活動、救護活動等を行うというふうに聞いております。

○前田委員

最近のその団員数について、直近の部分を押さえていますか。

○(福祉)地域福祉課長

細かい数字までは押さえていないのですけれども、平成19年度、20年度については2,300名から2,400名ほどの団員がおられたというふうに聞いておりますし、あと21年度、22年度については1,900名ほど、直近の23年度について

は1,700名ほどということで、ここ数年は減少傾向にあるというふう聞いております。

○前田委員

ということで、どんどん減ってきているのですよね。そして、災害が起きると、そういうふう炊き出しですか、いろいろな援助といった部分に携わってきているので、この団員が減ってくるということは、そういう部分では大変影響してくるわけで、何かこのことについて、総連合町会ですとか、そういうところに何か団員の増強だとか、そういうことについて相談だとか、そういうものはありませんか。

○（福祉）地域福祉課長

日赤については、災害が起きたときには、大きな力になる組織でございますので、社協等を通しまして、団員数の増加に当たっては、どのような働きかけがよろしいのかということ等について、協議してまいりたいと思っております。

○前田委員

市長に伺います。市長の言う地域力とはどのようなことか。今のこのやりとりを聞いていたと思いますが、このように想定されて、こういう地域力という言葉が使われて御答弁されていたのか、このことについて聞きたいと思っております。

○市長

今回の答弁では、地域力という話をしているかと思っておりますけれども、私の気持ちの中では、やはり市民力という言葉に常に使わせていただいております。市民力の中には地域力もあるということでありまして、一つは町会とのそういう組織的な力、それから今、委員の御質問にあったようにいろいろな組織がありますから、そのような方たちの力、こういったことも地域力ということで、私はとらえているところで。

○前田委員

お聞きになっていたとおり平成19年度2,300名からこの直近の23年度で1,700名に、ずっと減ってきて、地域、町会単位で組織されているかとは思いますが、いろいろな活動をするのにマンパワーといいますか、人力不足でございまして、市内全体が大変な状況になっていると思うのです。そういうことで、やはりこういった組織もきちんと活性化して若返りを図っていかねばならないのではないのかと思っておりますので、先ほど何らかの相談に乗って、てこ入れしたいというような御答弁もされておりますが、この日赤奉仕団、日赤につきましても、何かあったら当然この活動をしてもらうところがございますし、「備えあれば憂いなし」ということで、こういった組織も消防団に限らず日赤につきましても、ぜひ特段のお力添えをいただければよろしいかと思っております。

○委員長

それでは、自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

---

○千葉委員

◎児童デイサービスの利用負担の軽減について

先ほど児童デイサービスの件で報告がございました。先日の厚生常任委員会でもさまざまな議論をされておりましたけれども、私ども公明党としましては、看過できない利用者の負担の変更であるということで考えておりました。

そもそもこの児童デイサービスの利用負担の軽減というのが、先ほど御説明もありましたけれども、平成18年度の障害者自立支援法の施行の際に利用の抑制が見られたということで、障害の早期発見などの機会を逃すことがないように小樽市独自の補助事業として行われてきた経緯があります。先ほど部長からは、周知期間を設けていくということで、我々公明党としても一定程度評価はさせていただきたいと思っておりますけれども、やはり市民感情からいたしますと、議案が成立しました4月からは取りやめになります、はい、そうですかというふうにはならないと考え

ておりますので、周知期間をしっかりとっていただき、利用者には丁寧な説明をお願いしたいということと、利用の抑制が本当にないかどうかの動きについてもしっかりと注視をしていただきたい点と、その内容については御報告もいただきたいということを要望したいと思います。この件についてお考えをお聞かせ願いたいと思います。

**○福祉部長**

周知期間については、冒頭報告で申し上げましたように、平成24年度において周知期間ということで、まずは扱わせていただきたいというふうに考えております。

それから、利用の状況あるいは周知期間についてのその動きといえましょうか、利用の抑制があるかないかといえますか、そういった部分も含めまして、時期を見て報告させていただきたいというふうに考えております。

**○千葉委員**

**◎24時間対応の定期巡回・随時対応サービス事業について**

次に、介護保険制度の中から質問させていただきたいというふうに思います。24時間対応の定期巡回・随時対応サービス事業について、小樽市ではモデル事業が2月から始まっております。まず事業内容について簡単に御説明願えますでしょうか。

**○（医療保険）介護保険課長**

24時間対応の訪問サービスの事業内容についてでございますが、まず定期的に巡回して、介護と看護のサービスを提供する。さらに随時の緊急時の対応をすることによって、重度者の在宅生活を支援するというのを目的としております。モデル事業をやっている先進市の事例を見ますと、訪問時間はおおむね20分程度、1日の訪問は1回から6回程度という報告が事例として示されております。

**○千葉委員**

今、高齢化率が高い小樽市、また核家族、老老介護とかいろいろ言われておりますけれども、ニーズが一定程度あるのではないかというふうな形で、モデル事業が始まったというふうに認識をしております。

現在、小樽市では、利用状況については、どのようになっているかについてお聞かせ願えますでしょうか。

**○（医療保険）介護保険課長**

モデル事業の利用者人数でございますが、現在9名となっております。

**○千葉委員**

モデル事業として、何人ぐらいを見込んでいたかもお聞かせいただけますか。

**○（医療保険）介護保険課長**

20人を予定しております。

**○千葉委員**

今9名ということで、若干少ないというふうに思っております。現在利用されている方々の要介護度ですとか、利用回数、主な利用サービスの状況についてお聞かせいただきたいということが1点と、随時対応ということで、このサービスも一緒に行われているのですが、実際にどのような利用があるかについてもお聞かせ願えますか。

**○（医療保険）介護保険課長**

利用者の要介護度等でございますが、9名の利用者の要介護度につきましては、要介護1が3名、要介護2が2名、要介護3が2名、要介護4はゼロ、要介護5が2名になっております。

利用回数につきましては、1日の利用回数が1回から4回、平均しますと約2.5回という形になっております。

また、サービスの内容につきましては、多いのは服薬の管理、排尿・排便の誘導、食事の介助などというふうになっております。

また、随時対応でございますが、2月の1か月間、随時対応のコール自体は7回、実際に訪問したのは4回。4回どういう形で訪問したかといいますと、突発的な熱が出たという対応と体調不調を訴えた電話が入ったのですけ

れども、対象者が忘失のために内容がよくわからないで、とりあえず訪問したということと、もう一つは、事業が周知されていなかったためか、今回の随時対応にはなじまないのですけれども、テレビのリモコンが壊れたので対応してほしいというようなことも報告として受けております。

#### ○千葉委員

先ほどお話があった利用回数 2 回から 6 回ということで、小樽は若干少ないのかというふうに思います。利用されているサービスも服薬ですとか食事ですとかということを考えて、3 度の食事、3 度の薬のうち 1 度は家族の方が介護しているというふうに思いますけれども、今回このモデル事業を始めた中で、課題ですとか意見を伺いたいのですが、利用されている方々からは、どのような意見ですとか課題ですとかの声が届いているかについて、お聞かせいただけますでしょうか。

#### ○（医療保険）介護保険課長

利用者の声としましては、いつでも呼べる随時対応がありますので、安心だという声はよく耳にしております。

また、課題、事業者からの意見でございますが、利用者の確保ですとか職員の確保が非常に難しいというように聞いております。

#### ○千葉委員

始まってまだ 1 か月もたっていないということもありまして、これからいろいろとそういう課題ですとかも出てくるというふうに思いますけれども、現在、道内ではモデル事業がほかの市でも行われているというふうに思いますが、他都市の状況とか、今のような課題や意見について、どういう声が聞かれているのか、もし小樽市で他市の状況を把握していれば、ぜひお聞かせ願いたいと思います。

#### ○（医療保険）介護保険課長

モデル事業をしている市は、本市を含めて 5 市あります。札幌市、釧路市、函館市、旭川市、小樽市というふうになっております。小樽市を除いた 4 市につきましては、夜間対応型訪問サービスを実施しているため、いわゆる 24 時間のノウハウがあるという市でございますが、実際今回のモデル事業を先行してやっている札幌市については 2 事業所で 18 名の利用者、旭川市については見込んだ数の半分しかモデル事業に参加していない、函館市については 20 名の見込みのところは 10 名、釧路市については 30 名の見込みのところは 17 名というような報告を昨日受けております。

#### ○千葉委員

各市とも少ないという印象があります。どうしてかというかその理由について、行政側としてはどのように考えているのかについてお示し願えますか。

#### ○（医療保険）介護保険課長

利用者の確保が非常に難しい理由、分析としましては、3 点ほど考えられると思います。

一つは、まずこの事業の内容が市民、事業者にも周知されていない。当然モデル事業を 2 月に実施するに当たりまして、1 月の中旬には、居宅介護支援事業所に訪問しまして、パンフレット等を配って事業の周知をしました。また、1 月末には、医師会の三役会にこの事業を説明して、医療機関等に事業の説明をしております。2 月に入りまして、人数が伸びなかったものですから、実際に総合病院のソーシャルワーカーに話をさせていただきまして、客がいましたら紹介してほしいということをお願いしております。また、2 月末にケアマネージャーの訪問調査の現任研修会というところがありまして、北海道主催なのですけれども、そこに少しお時間をいただきまして、この事業を宣伝したところでございます。結果的には、まだ人数、対象者の部分で利用には結びついていないという状況がありますので、この宣伝については引き続きやっていきたいというふうに考えています。

もう一つは、どうしても既存のサービスを使っている高齢者に対して新しいサービスが受け入れられないという状況があります。というのは、高齢者が通所デイサービスなり訪問サービスを使っている中で、既に事業所と利用

者に良好な関係ができています。その中で新しいサービスが入ると、例えば訪問介護の事業所が変わる、ヘルパーがかわるということが考えられるために、高齢者が新しいサービスを受け入れられないという状況が一つあります。

最後に、ケアマネジャーのほうの情報が少ないと、これが一番大きな問題だろうと考えています。介護サービスを使う上で、必ずケアマネジャーがケアプランというのをつくる形になるのですけれども、どうしても情報が少ないためにケアプランの再検討をするだけの題材がない中で、恐らく3月末には国でこの事業のQアンドAというのが再出される予定であります。まずは、この国のQアンドAが出ない限り、ケアマネジャーの動きができないだろうと考えています。

この三つの事情によって、利用者数が伸びないという現状が考えられますので、3月のモデル事業、4月の本サービスのスタートにつきましては、利用者の確保にもう少し時間がかかるのかというふうに考えています。

#### ○千葉委員

今、問題点、課題について3点ほど伺いましたけれども、利用者からお話を伺うと、以前は来てほしいときに来てくれないということがよく聞かれたのですが、今回の場合は、一定程度そういうニーズにこたえられるような制度であるにもかかわらず、利用が少ないのは、周知の面だとか、今おっしゃったように国からのはっきりした情報がないということも大きいし、なおかつ人間関係ができていの中で進まないという状況はあるかと思います。ただ、今後やはり在宅で介護を受けたいという方が実際にいらっしゃる中で、ぜひこの制度を進めていただきたいというふうに思っているところなのですが、新年度予算内では人数をどのぐらいと見込んでいるかどうかについて、お聞かせ願えますか。

#### ○（医療保険）介護保険課長

平成24年度の予算の中でのこのサービスの人数等でございますが、第5期介護保険事業計画の中で、24年度、このサービスの利用人数を40名というふうに見込んでおります。この40名というのは、4月から40名ということではなくて、年度中に40名になるだろうという見込みを立てております。この40名に対しての予算額というのは、約7,800万円という形になっております。

#### ○千葉委員

これはこちらから無理やり勧めるものではありませんけれども、今後ますます介護が必要な方が増える中にあって、在宅で安心して暮らせるような制度として、ぜひ成長をしていってほしいという願いも込めて、また次回の委員会で質問させていただきたいというふうに思います。

#### ◎予防サポート事業について

もう一点、介護保険制度の中から予防サポーター養成事業について伺いたいというふうに思います。

平成23年度は59万円の予算でサポーター養成事業というのが行われておりまして、私もサポーターとして講習会等に参加をさせていただきました。新年度予算では185万4,000円というふうに増額をしておりますので、まず今、市のサポーターがどのくらいいらっしゃるのかどうかと、今回の増額の事業内容で、何が変わるのかについてお聞かせ願えますか。

#### ○（医療保険）介護保険課長

現在のサポーターの人数等でございますが、平成23年度に始めた事業でございまして、サポーター養成講座を12回開催して、62名のサポーターが誕生しております。

また、24年度の予算が増えたということでございますが、現在、いなきたコミュニティセンターで毎週水曜日に下肢筋力低下予防の軽運動を行っているわけですが、そのいなきたコミュニティセンターで行っている地域版介護予防教室「かぜて」というものを今、四つの圏域に小規模な教室を開催するという経費が24年度の予算で盛り込まれております。包括支援センターに委託するものですから、委託費が150万円で、その中身というのは、やはり会場費というのが高いと思います。また、地域で介護予防教室をやるに当たりまして、どうしてもマンネリ化す

ることが考えられますので、インストラクターの派遣の部分も毎回ではないのですけれども、5回に1回というかということを考えていますので、その報酬費等を見込みまして約180万円の予算というふうな形になっております。

#### ○千葉委員

今回、介護保険料も大幅に引き上げられることになっておりまして、ぜひその予防という観点がもっと充実するのが望まれると思いますし、次期計画の中で、この事業が、さらに次期の介護保険料の引下げの要因になるように、ぜひ取組をお願いしたいというふうに思います。

#### ◎障害者の相談支援事業制度について

最後に、障害者の相談支援事業制度について伺いをさせていただきたいと思います。先ほど少しお話もありましたけれども、今回民生費の障害者福祉費相談支援に2,741万円が計上されております。前年度は880万円だったというふうに思っております、大きく増加をしております。本制度が来年度から3年間かけて新たな体制に移行されるというふうに承知をしておりますけれども、これまでと何がどのように変わって移行、また変更されるのかについてお伺いしたいのと予算の内訳についても御説明願えますでしょうか。

#### ○（福祉）澤里主幹

相談支援事業につきましては、新谷委員からの御質問にもありまして、先ほども申し上げましたけれども、障害福祉サービスの支給プロセスが今度はサービス等利用計画を勘案して決定していくというふうに流れが変わりましたことによって、今の相談支援事業所が今度は、それを作成できる相談支援専門員というものを配置しまして、サービス等の利用計画書を作成していく特定相談支援事業所という形に変わってまいります。予算につきましては、従来も私どもは市内の四つの事業所に相談業務を委託したところではありますが、今回の法制度の改正に伴って、今言ったようなこのサービス等利用計画の作成などの相談業務が強化されるということで、今まで兼任であった職員を専任にしたり、あるいは相談支援業務の強化を図るために事業所の人員、専任の相談員を増員したりという経過がありまして、四つの事業所に対して専任職員を4名増やしていくということと、相談支援事業の強化のために委託料を体制づくりのために増やしたということで予算計上しております。各事業所につきましては、専任の職員1人について、人件費ということで450万円、専任の職員が3名の事業所が1か所と、あとの3か所については専任の職員が1名ずつということで、それと事務経費を合わせて、先ほど委員からお話が合った金額を予算計上させていただいております。

#### ○千葉委員

人件費が主なものであるという認識でよろしいのですね。

#### ○（福祉）澤里主幹

いわゆる相談支援専門員というのは特殊な資格の方で、この方々が配置できないとサービス等の利用計画も作成できないという形になるものですから、委員のおっしゃるとおり人件費相当ということになると思います。

#### ○千葉委員

今まで以上にその対象者が非常に拡大をされるということで、現在の対象者数からどのぐらい増えるのかについてお聞かせ願えますか。

#### ○（福祉）澤里主幹

直近の数字では、平成23年11月末現在になりますけれども、小樽市で福祉サービスを利用されている方については約1,390名いらっしゃいますので、この方々についてサービス等利用計画を作成していくという形になりますし、また、このほかに新規でサービスを利用される方のサービス等利用計画書をつくっていくという形になってくるかと思っております。

#### ○千葉委員

現在の制度から言うと、その利用計画というか、何名ぐらいが対象になっているのですか。

○(福祉) 澤里主幹

平成24年4月からスタートするに当たって、新規あるいは更新の方を含めて約240名が4月では対象になっていくものというふうに思っています。

○千葉委員

いや、そうではなくて、今の制度の中で、そういう利用計画書を作成している人というのは、全くゼロ人なのでしょうか。

○(福祉) 澤里主幹

現在の部分ですね。ゼロです。

○千葉委員

今伺うとゼロから1,390名、3年かけて利用計画書を立てていく見込みがあるということで、非常に拡大されるということで、障害者とりましては、計画的にケアがされるということで、私自身もよかったという思いはあるのですが、市として、3年間かけてどのように利用者の拡大を図っていくのか、その辺についてのお考えをお聞かせ願えますか。

○(福祉) 澤里主幹

先ほど誤った答弁をしてしまいましたけれども、先ほど話したように平成23年11月末現在では1,390名のサービス利用者がいらっしゃるということで、この方々について3年の間にすべて計画をつくっていくという考えでおりまして、24年度については新規の方も更新の方も含めて約240名を対象にということで、この1,390名全員について3年の間に、25年度には550名、そして26年度にはサービス計画のまだできていない人を対象にして、取り出していくというようなことで考えております。

○千葉委員

先ほど、相談支援専門員の増員ということでお話がありましたけれども、本当にスムーズに進むのか、人員の確保は非常に大事だと思うのですが、まず今年に対してのその240名に対しては、先ほど言った6名の方々が大丈夫だという認識でよろしいですか。

○(福祉) 澤里主幹

現在委託しております相談支援事業所とも協議して、相談支援専門員が配置できるということで、今、進めておりますので、240名の方についてのサービス等利用計画の作成については、大丈夫だろうというふうには思っております。

○千葉委員

障害児の支援利用計画についても同じく体制が整えられるというふうに承知しておりますけれども、こちらの支援員の確保については、いかがでしょうか。

○(福祉) こども発達支援センター所長

委員がおっしゃるように、平成24年度から子供についてもサービス等利用計画の作成が開始されます。業務につきましては、こども発達支援センターの中に障害児相談支援事業所というものをつくりまして、4月1日からの新規の子供に対応するように努めてまいります。

ただ、相談支援専門員の要件というのがございまして、例えば作業療法士であるとか保健師であるとかといった国家資格を持って、相談支援の経験を3年以上従事した者であるとか、あるいは福祉施設において5年以上相談支援業務した者とかという、なかなか要件が厳しいことになっております。その意味では、まだ支援センターに配置する相談支援専門員を確保してはおりませんけれども、4月1日に間に合うように事業所の設置を今、急いでいるところでございます。

## ○千葉委員

今おっしゃったように非常に要件が厳しいということで、この利用計画書を作成する人員の確保は、早急に確実に進めていただきたいと思ひますし、利用計画書についても計画的に3年間でしっかり作成されるように要望して、質問を終わりたいと思ひます。

## ○高橋委員

### ◎文化芸術振興条例について

それでは、教育委員会にお伺ひしたいと思ひます。

代表質問で何点かお聞きしましたが、初めに文化芸術振興条例に関連して質問したいと思ひます。

冒頭に教育長にこの条例の認識を伺ひました。教育長は、「本市の文化・芸術を振興する上での基本指針である」と認識されております。私も非常に同感でございます。そういう上立って、代表質問でも何点か聞きましたが、再度伺ひたいと思ひますが、この条例に基づいて文化芸術振興基本計画というのを教育委員会では作成しました。平成20年です。それで、上位計画である第6次総合計画と、それからこの基本計画との関係性、それから整合性について再度伺ひたいと思ひます。

### ○（教育）生涯学習課長

文化芸術振興条例における基本計画の上位計画である総合計画との関係性、整合性ということでお尋ねでございます。総合計画の中では、文化・芸術に関しまして、「文化芸術活動の振興」「発表や鑑賞機会の充実」「文化財などの保護と活用」の三つの重要施策についてうたっております。これにつきましては、小樽市文化芸術振興基本計画にも盛り込まれておまして、整合性は図られているものと考えております。

## ○高橋委員

関係性は。

### ○（教育）生涯学習課長

関係性につきましては、委員がおっしゃるとおり総合計画は上位計画となっております、その下に文化・芸術につきましては、文化芸術振興条例があり、それに基づきました文化芸術振興基本計画ということで、文化・芸術の基本指針としての関係があると思っております。

## ○高橋委員

次に、この基本計画に基づいて、通常こういう計画物というのは段階がありますから、基本構想、基本計画、実施計画というふうの流れに流れていくと思うのですが、そういう観点から質問しましたが、この芸術振興基本計画に基づいて、次のステップである実施計画、これはいつ作成するのですかという質問をしたのですが、再度御答弁をいただきたいと思ひます。

### ○（教育）生涯学習課長

文化芸術振興基本計画における実施計画の作成についてのお尋ねがございました。これにつきましては、教育長が答弁しましたとおり、総合計画につきましては、5年間の実施計画が既に定まっております。それからまた、教育委員会におきまして小樽市社会教育推進計画というものを定めておまして、さらにこれに基づきました小樽市社会教育事業計画を策定しております。これらのことから、文化芸術振興基本計画における実施計画を策定しなくても支障がないのではないかと考えているということで答弁しております。

さらにもう一点ですが、一応毎年度末に小樽市文化芸術振興条例の第5章に規定されております文化芸術審議会を開催しております。この中で、文化芸術振興基本計画の7項目につきまして進行管理を行っているものであります。

○高橋委員

ここがよくわからないのです。

それでは、今おっしゃった小樽市社会教育推進計画は、その上位計画にある総合計画とどういう関係があるのか、この社会推進計画と文化芸術振興基本計画とどういう位置関係にあるのか、これを説明してください。

○（教育）生涯学習課長

小樽市社会教育推進事業計画についてのお尋ねでございますが、これは小樽市教育委員会が定めました計画でございます。切り口といたしまして、生涯学習社会の実現に向けた推進方法や主要施策を指針として示すためにつくった計画でございます。これは総合計画と同じ平成21年度から30年度までの計画となっております。計画を策定するに当たりましては、総合計画を上位計画といたしまして、文化・芸術の分野におきましては、先ほど述べました3本の柱におきまして整合性をとっているものであります。この社会教育推進事業計画に基づきまして、毎年度社会教育事業計画というものを定めております。これも総合計画の施策の体系に合わせて策定しております。

それから一方で、この社会教育推進事業計画の中には、小樽市文化芸術振興条例につきまして、同条例に基づく総合的な文化・芸術の振興や伝統文化を将来に承継していくことが大切であるということであってございまして、総合計画の下位計画ということでは、文化芸術振興条例及び基本計画と並ぶものでございまして、これを基本指針といたしまして、生涯学習における文化・芸術の分野におきまして定めているものでございます。

○高橋委員

何か難しくてよくわからないのですけれども、要するに上位計画がありますよね、総合計画、これはわかります。その下に今の社会教育推進計画というのがあるわけですね。その社会教育推進計画と文化芸術振興基本計画を比較したらどういう位置関係になるのですか、同列になるのですか、それとも含まれているのですか、その位置関係をお示してください。

○（教育）生涯学習課長

位置関係でございますが、基本計画も同様ですが、文化芸術振興条例につきましては、文化・芸術の基本指針という立場で、総合計画の下に位置しております。一方で、今述べました社会教育推進事業計画というのは、生涯学習全般に係る計画でございます。そのうちの文化・芸術に係る部分については、小樽市文化芸術振興条例・基本計画に沿った形でつくられているということでございます。

○高橋委員

それでは、時系列で聞きますけれども、文化芸術振興基本計画ができたのはいつなのか、社会教育推進計画ができたのはいつなのか、比較してお聞かせください。

○（教育）生涯学習課長

文化芸術振興基本計画ができたのは、平成20年3月でございます。一方で、社会教育推進計画ができたのは21年3月ということで、1年遅くなっております。

○高橋委員

総合計画も平成21年です。それで、今の社会教育推進計画も21年。その前に文化芸術振興基本計画というのができています。なぜその基本計画に基づいて実施計画がつかられないのかが私はわからないのです。その説明をしてください。

○（教育）生涯学習課長

文化芸術振興基本計画における実施計画でございますが、まず先ほど述べましたとおり、もう総合計画のほうで5年間の実施計画を定めています。ここには、もちろん文化・芸術に関してのことが載っております。

それから、生涯学習社会の実現を目的としてつくられました社会教育推進事業計画におきましても毎年度社会教育事業計画というのをつくりまして、総合計画の施策の体系に合わせてつくられているものであります。この2本

で、文化・芸術に関する事業と申しますか、細かい部分を振興しております。これにつきましては、さらに文化・芸術に関しては、当然この文化芸術振興条例なり文化芸術振興基本計画との整合性をとって進められているものですから、こういった細かい計画が既に二つあると。その上で、さらにこの文化芸術振興基本計画の実施計画ということになると、内容的にかなりの部分が重複してくると思っております。そういったことから、こういったこれまでつくりました計画で文化芸術振興条例並びに基本計画の目指すものを実施していけるのではないかというふうに考えております。

#### ○教育部長

改めて時系列的に簡潔に話をいたします。

文化芸術振興基本計画については、平成20年3月に策定をいたしました。その翌年に総合計画、あわせて社会教育推進計画も策定されたということです。それぞれ総合計画については、前期実施計画というものをつくってございます。

それから、社会教育推進計画につきましても、毎年度の実施計画というのをつくっております。当然先行する20年3月の基本計画でうたわれている事柄につきましては、総合計画の前期実施計画あるいは社会教育推進計画の実施計画の中で、その意を呈して盛られているということで、改めて基本計画の実施計画については作成をしていないと、その支障がないということで考えてございます。

#### ○高橋委員

説明は理解できます。どうも話を聞いていると、いや、整合性があるのはわかりますよ、当然ですから、整合性がないとおかしいのですから。ですけれども、それぞれの計画があるわけですから、隣の計画に盛り込まれているから計画をつくらなくていいということはあるのでしょうか。これ一般論で聞きますけれども、総務でも結構です。基本構想、基本計画、実施計画という、こういう流れが一般論だと私は思うのですけれども、これについて答弁をお願いします。

#### ○（総務）企画政策室長

私どもが所管しています総合計画ですけれども、当然大きな方向性といえますか、それを構想としてうたいまして、その下に基本計画を持ちまして、さらにそれを実施するための実施計画を持っていますので、そういうパターンが普通かというふうに考えてございます。

#### ○高橋委員

これは何回やっても同じような答えになると思いますので次に進みますけれども、私はどうもこの文化芸術振興条例について、ないがしろにされているのではないかという印象を持ったわけです。というのは、同じようにそういう計画があって、なおかつ実施計画があるべきものがないというのは、どうも不公平ではないのかと。教育委員会としては、そういう姿勢で、この条例を前進させてきたのか、前進させたくないのかよくわかりませんが、その辺の見解を伺いたいと思います。

#### ○教育部参事

先ほど委員から時系列はどうなっているのかという御質問がありました。私は、今、委員のお話を聞いていて、やっていることはそれぞれの事業でやっているのですけれども、その三つの計画の中で、どこにどう位置づけられているのかというのが、なかなか見えないというお話だろうと思うのです。

それで、構造的に言えば、やはり総合計画が上位計画であることは、まず間違いない。それで、その下にそれぞれの個別計画があると。計画後、構想があって、基本があって、実施があるという、一般的にはそういう構造だと思っております。

なぜこれがこういうふうにわかりづらくなっているかというのは、先ほどの時系列の部分で、上位計画、それぞれ個別計画ということからすれば先ほど言ったとおりになりますけれども、できた順番が全く逆なのです。芸術・

文化は、平成18年に条例をつくって、基本計画に着手し始めて20年にスタートしていったと。それから社会教育推進計画は、これは濱本委員がよく御存じだと思うのですけれども、18年に諮問して、本当はもっと早くできる予定だったはずが、総合計画が21年スタート、さらに総合計画の前期実施計画が21年のたしか12月にできたと思うものですから、ためたと言ったらおかしいのですけれども、でき上がりはとめたわけなのです。ただ、議論としては、18年からずっと続けてきましたから、その構造というものもう決まっているのですから、当然議論していただい

てつくってきたわけなのです。ですから、その辺にわかりづらさがあるのだろうというふうに私は思っています。ただ、これは今すぐどうこうするというのではないのですけれども、一つの整理の仕方としては、総合計画も25年度で前期が終わり、26年度で後期計画をつくります。社会教育推進計画も総合計画と同じ計画期間にしていますから5年たったら見直しをするという位置づけになっているから見直しをしなければならないと思います。そのときに、この文化芸術振興基本計画を全く違うものとして実施計画としてつくるのか、これは大変失礼な言い方ですけれども、私はもういないものですから何とも言えないのですが、一つの考え方としては、社会教育推進計画の一部分に文化・芸術の部分ということでつくってみるということも、教育委員会としては検討していかねばならないのではないかとこのように思っています。

ですから、しているとかしていない、事業をやっているとかやっていないとか、委員に言わせれば、ないがしろにしているのではないかとこのことでは全然なくて、事業としてはやっているのですけれども、それぞれの関係、位置づけがなかなか見にくい。では、見やすくするためには、もう一本実施計画をつくるのがいいのか、文化・芸術の分野を一つの項目として、社会教育推進計画の中に位置づけるということも私はあり得るのではないかとこのように思っています。ですから、その辺をどういうふうにすることが、ストレートに言えば市民にという言い方になるのですけれども、一番わかりやすい構造になるかというのは、一つのポイントとしては、総合計画の後期実施計画の議論をまた当然庁内でされていくと思いますので、そういった中では、教育委員会内部でも、この文化・芸術の部分と社会教育推進計画の部分での検討をしていかねばならないのだろうとこのように思っております。

#### ○高橋委員

時間がないので中身は今日議論しませんけれども、やはり一定程度これは整理していただきたいということで、宿題にさせていただきたいと思っております。

もう一点、社会教育の分野について、教育委員会だけで本当にいいのかというふうには私は思っています。そういう意味では、予算執行権を実質的に持っている市長部局が一定程度の方向性だとか軸づくりをやらないと、不公平なのではないかというのが私の持論ですけれども、市長部局はどういう御見解なのか、市長でも結構です。御答弁いただきたいと思っております。

#### ○（総務）企画政策室長

私が答えるのが妥当かわかりませんが、芸術・文化部門については、基本的に所管として市長部局が軸としてやっているという部分があるのかといいますと、現状としてないのが実態ですから、それに対しては何と答弁しているのか、なかなか困難なところなのですけれども、総合計画の中には、位置づけられている文化といいますか、それらを市としてもバックアップしていく立場にあるのだろうというふうには考えております。

#### ○高橋委員

室長が答弁するのは難しいというふうには思います。これは、これからも何回も議論をしたいと思っておりますけれども、市長にぜひ伺いたいのですが、他都市の中には、教育行政のかなりの部分を市長が中心的に主導で動かしているという市もあります。そういう意味では、小樽のこれからの社会教育行政というものをもう一度見直す時期には私は来ているというふうには思っています。そういう意味で、これからも議論させていただきたいと思うのですけれども、まず今までの議論を聞いた市長の見解を伺いたいのと思っております。

**○市長**

平成24年度の予算編成に当たっても、教育部局の予算ということについては、教育長を中心に私といたしましても十分議論した上で、今回の教育の予算編成に努めたつもりでございます。委員がおっしゃるようにまだ足りないということであれば、さらにいろいろな議論なり検討を進めていきながら予算編成を進めていきたいというふうに思っております。24年度はこれで私としては何とか進めていきたいというふうに思っておりますので、25年度以降の課題として検討していきたいというふうに思っております。

**○委員長**

公明党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後3時04分

再開 午後3時28分

**○委員長**

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

民主党・市民連合。

---

**○斎藤（博）委員**

**◎他会計からの借入れについて**

まず、代表質問でも話させていただいておりますけれども、他会計からの借入れについて、何点かお尋ねしたいというふうに思います。

最初に、改めて平成23年度末の残高を、借入先ごとにお聞かせいただきたいと思います。

**○（財政）柴田主幹**

平成23年度末での他会計と特定目的基金からの借入金の残高予定について、各会計ごと、それと基金の別で申し上げます。

水道事業会計は8,000万円、下水道事業会計につきましては32億3,300万円、産業廃棄物等処分事業会計では5億9,000万円の残高見込みであります。

また、基金のうち、土地開発基金については5億1,000万円、市営住宅敷金基金については3,500万円、その他の特定目的資金基金、25の基金から借り入れておりますけれども、23年度末の基金借入残高につきましては、14億800万円ということになります。

**○斎藤（博）委員**

昨年9月にもらった資料を見ながらやっているのですけれども、幾つか項目によっては、数字が全く動いていないのもありますし、増えたり減ったりしているわけなのですが、改めて一括してでいいのですけれども、平成14年度から23年度までの間に、幾ら借りて幾ら返してこの数字になっているのかというのを、借入先ごとにお聞かせいただきたいと思います。

**○（財政）柴田主幹**

平成23年度末までの借入総額、償還元金について、会計ごとに申し上げます。

水道事業会計では、15年度から22年度までの間で17億2,500万円を借り入れております。このうち16億4,500万円の元金を償還済みでございます。

下水道事業会計では、20年度から23年度までで総額32億3,300万円を借り入れ、まだ、これについては元金の償還を行っておりません。

産業廃棄物等処分事業会計では、15年度から20年度の間で5億9,000万円を借り入れています。これにつきまして、元金償還はまだ行っておりません。

基金につきまして、このうち土地開発基金につきましては、14年度から20年度までに5億1,000万円を借入れています。現在のところ、償還は行っておりません。

市営住宅敷金基金につきましては、19年度に5,500万円借り入れました。このうち2,000万円を償還済みでございます。

その他の特定目的資金基金につきましては、17年度から19年度の間に15億7,000万円を借り入れまして、このうち1億6,200万円を償還しています。

#### ○斎藤（博）委員

今回の市長の新年度予算の編成方針の中に、他会計基金からの借入れについてはやめたいという基本的な話が、大きく柱として出されておりました。その後、いろいろな委員の質疑の中で、やめるという大原則とは別に、後でやはりぎりぎりではどうしようもないときには、その道については、とらざるを得ない部分もあるのだというようなお話があったわけなのですが、改めて、そういういろいろな経過があるわけなのですが、今回やめると判断した理由と、それからもう二度としませんというのではなくて、必要な部分については必要最小限の手当てとして残したいというあたりを、答弁を改めてしているあたりの考え方について、整理してお聞かせいただきたいと思えます。

#### ○（財政）財政課長

まず、他会計からの借入れをやめた理由から申し上げますと、これは市長が本会議でも答弁いたしました。他会計からの借入れによる財源対策というものにつきましては、これまで財政調整基金といったそういったものの残高がない中で多額の累積赤字を解消しつつ、歳入と歳出のバランスをとるというために、やむを得ない措置としてやってきたということがございます。その結果、累積赤字の解消といったものは図られたのですが、一方では借入残高というものが年々増加しておりまして、依然として赤字体質の解消には至っていないということがございます。

そのため今後は、次のステップとして、他会計からの借入れに依存した財政構造を改めていかなければ、今後も市民サービスの向上あるいは新たな財政需要への十分な対応ができなくなるということがありましたので、このような財政構造から一日も早く脱却するというを目的としまして、24年度につきましては、他会計からの借入れはやめたというのが、まず、やめた理由ということになります。

今後どうするのかという話もございました。それで、借りる場合もあり得るといふような話もさせていただいたのですが、今後の他会計からの新たな借入れ、これについてはもう行わないということが基本だといふふうには考えております。

ただ、年間を通じた財政運営の結果、どうしても最終的に収支不足が一般会計で見込まれると、一方で、他会計では資金余剰が見込まれるといった場合には、一般会計が赤字に転じるということを何としても避けなければならないという考え方に立たざるを得ないということで、そういった場合については、一般会計と他会計との間で返済方法などを協議した上で、一時的に、基本的には短い返済期間でということになるかと思えますけれども、借入れを行うことも全くないとは言えないのではないかなというようなことでございます。

#### ○斎藤（博）委員

私の代表質問の答弁の中でも、基本的な考えとしてはそれぞれの余剰金を活用するという表現で、やりくりしているといふふうになっているわけでありまして。基本的にはもうこういうことはやめるのだという考え方に立っているといふふうに言いつつも、ぎりぎり年度末近くになってとか、そういった中で、資金ショートを起こすというわけにもいかないし、赤字決算にたくないというあたりでの、緊急避難的な部分でのお話をしているのかなというふうにも思うわけなのですけれども、そこまでだめだと言うつもりもないのです。ただ、この間いろいろ議論して

きたり、お話を聞いたりしている中では、その際のやり方についても、これからやはりきちんとルールをつくってもらいたいと思うのです。というのは、答弁で言っている各会計基金の余剰金を使うという部分については、あるお金を悪いけれどもこちらに貸してくださいという話で進めるわけですから、いいわけですが、ほかの方法で資金を会計とか基金にお願いした上で、それをまた借りてくるというのは、問題ではないかというふうにも思いますので、これからの赤字については、それぞれの会計や基金の余剰金を短期間貸してもらおうと、そういったあたりに限定していかないと、また同じことになりかねない要素があるかというふうに思うのです。絶対やらないというわけではないことの事情もわかった上でお聞きするわけなのですけれども、それにしても、やはり借入先の事情を考えたときには、余剰金の範囲でそういったあたりについて、きちんとしたルールを確立して、この問題を整理していったほうがいいのではないのかと思うのですけれども、いかがなものでしょうか。

#### ○（財政） 財政部長

他会計等からの借入れにつきましては、先ほど財政課長が答弁した考え方は当然そのまま持っていきたいと。ただ、財政サイドとしましては、22年度の決算を見ましても、全道的には普通会計ベースでは赤字になった団体はないと。全国ベースで見ましても、1,700を超える自治体の中でも、赤字を生じている団体は8団体、このような非常に少ないような状況となっております。そのため何としても、小樽市としましては、赤字に転じることは、ぜひ避けたいと。そういうふうな形の中では、どうしても財政サイドの立場に立ちますと、何かその部分の赤字を消せる方法というのですか、そういうふうなテクニックに走るという部分をどうしても考えざるを得ない部分はあるのですが、やはりそういうふうな形の部分では、財政の健全化の確保なり、そこが不透明になる、そういうような状況ございますので、今の段階ではいずれにいたしましても、これから24年度の予算が始まる前ですので、赤字になった場合を想定して答弁するのも、今の段階ではどうかと思うのですが、やはり他会計からの新たな借入れ、こういうふうなものは行わないような財政運営に24年度に向かっては努めていかなければならないと思って、かたい思いの中ではそういうふうな形で、できるだけそういうようなものには頼らないような形の財政運営を心がけていきたいと考えてございます。

#### ○齋藤（博）委員

もちろん財政部長がおっしゃるように、こういうふうにしたくない、借りないで済むようにしたいというのは原則だというのは了解します。それで済むのだったらこのような議論はないわけですし、今回の一連の委員会の中で、最悪な場合の話というのはなかったわけです。ですから、皆さんが心配している部分というのは、それでも本当に赤字にしたくないと、だけれども、どうしようもないというときに出てくる話としてあるわけです。だから、私は二度と借りてはいけないとか、ここでもう借りないということを約束しろというのではなくて、借りるのであれば、今までのやり方の中の余剰金を使う、要するに本当にあるお金を借りてきて、また戻してやるのだというあたりに限定しておかないと、借入先に負荷をかけているわけでもないのしょうけれども、そこでのやりくりでもって借り始めると、幾らでもいくという仕掛けがあるのではないかと。だから、少なくともそれはもうやめて、余剰金といっても限られた範囲かもしれませんが、余剰金の中ぐらいに限定しておかないとまずいのではないのですかという意味で、出さない、使わないというのは前提なのですが、使うにしてもせめてそこらぐらいの枠の中で考えないと、財政健全化の議論というのは底抜けするのではないかと心配もあるのですけれども、その辺について、改めてどうですか。

#### ○副市長

おっしゃるとおりです。

資本費平準化債について言っていると思うのですけれども、確かに他会計で、一方で借り入れているというものもあるので、当然、他会計のほうも返していかなければならないわけですから、それに穴をあけるわけにはいかないわけで、そういうことでもう今回やめないと、そういうこともできなくなるという懸念もあったものですから、今回

やめたと。

ただ、言われるとおり、もう一般会計がにっちもさっちもいなくなっていて、他方で余剰金が残るという場合には、借りてもやむを得ないのかと。本当に、他会計からの借入れの制度にのっとった借入れというのは、財政秩序を勘案した上でやっていかなければならないものと思っておりますので、言われたように、何らかの線引きというのですか、そういうものが必要でないかと思っておりますので。ちょっと今この場でどういうふうにしていいのか答えることはできませんが、そういうものも検討はしていきたいと思っております。

○齋藤（博）委員

原則はそのようなことが起きないようにしてもらいたいと思えますけれども、そういったルールなり、基本的な考え方を整理しておいてもらいたいというふうには思います。

質問を変えたいというふうに思います。

◎北海道新エネルギー・省エネルギー促進条例について

項目的には太陽光発電のことなのですが私には代表質問の中でも北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例について何点か聞いています。代表質問での答弁では、上手につくられていまして、同条例の位置づけの中で、原発のことについては触れていないのです。

改めて聞きたいのですけれども、原発がこの条例の中でどういうふうに位置づけられているか、わかたらお示してください。

○（総務）企画政策室山本主幹

北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例の中には、原子力発電につきましては過渡的なエネルギーと位置づけられているということになってございます。

○齋藤（博）委員

当時は今回の事故などを全然想定していないので、原発を北海道が過渡的エネルギーだと位置づけた理由というのは、いわゆるトイレのないマンションというか、後始末ができないエネルギーなのだということなので、このエネルギーを北海道に持ち込んでも過渡的にしていこうという趣旨でつくられているというふうに、私は理解しているところであります。

また、代表質問の中で、原発のことをどう考えますかと市長に聞いたときに、市長の答弁は、現状を疑ってくださっているというふうに私は受け止めたのです。というのは、例えば、今の北電の電力の売上げに占める原発の割合というのは、市長がおっしゃっているように大きなウエートを占めている。3分の1近いエネルギーを原発が担っていますけれども、北電の全発電能力に占める原発の役割というのは決してそうではないみたいで、要するにいろいろメニューを持っているが、北電はとりあえず原発を売るということを重点的にやっているし、原発というのはゼロか100かみたいところで、60パーセント稼働とかはないものですから、原発を動かしたら100パーセント動かさないと難しいエネルギーなので、つくった以上はそれを先に売っていくというようなことで、30パーセントになっているのだろうというふうに思っています。そういった意味では、同じような考え方に立っているのだろうなというふうに思います。

それで、本題に入っていきたいと思うのですけれども、総合計画の中で、この省エネ・新エネの部分というのはどういうふうに位置づけられているのか読んだのですが、道の条例に合わせるという意味ではないのですけれども、省エネを進めていこう、それから新しいエネルギーに転換していこうという部分にかかわる記載はないように思われるのですが、その辺については、どういうふうに考えているのですか。

○（総務）企画政策室山本主幹

新エネルギーの総合計画における実勢でございますけれども、その中では今後のエネルギー政策といいますか、エネルギー問題をどう解決していくかという位置づけではなくて、環境への負荷を低減させまして、地球温暖化防

止の観点で推進が必要であるというような位置づけで、総合計画の中で位置づけという状況でございます。

○齋藤（博）委員

これができた時期と、東日本大震災以降というのは、エネルギーに対する考え方とか、環境というもののとらえ方というのは大きく変わったというふうに私は思っているのです。ただ、総合計画の中で、おっしゃられたような省エネ・新エネを考えたときに、きっかけとなる部分が極めて弱いのではないかというふうには思ったのです。無理やりひっかけていくというか、言葉を探して太陽光発電なんて言葉が出てくるのが、今お話しいただいている環境保全の中の温暖化対策の施策として考えられているという部分でして、これに対してするわけではないのですけれども、震災以降については、新しいエネルギーをどう確立していくのかという観点が必要ではないのかと、これは政治的にも経済的にもあらゆるところで議論されているわけなのですが、小樽でそういう議論をしていくときには、よって立つものとして、例えばこの総合計画を見たときにやはりこれしかない、でもここから話を始めていってもいいのだろうかという思いなのです。

ほかのところの総合計画は、もう少し柔軟性もあるところがあって、二、三年前に新エネの話とかと書いているところもあるのです。そういったあたりが小樽にはなかったものですから、温暖化で触れている新エネルギーの話だけでも、震災以降のエネルギー政策にかかわる部分として、新エネを考えるとしたら、ここから始めていっていいのだろうか、そうでないと小樽でそういう議論をするスペースはないのではないかという気もするわけなのですが、その辺についてはどういうふうに理解されていますか。

○（総務）企画政策室長

確かに状況自体が相当変化してしまっていて、東日本大震災以降と以前とは、物の考え方が相当違っているという状況でございます。当然、今の総合計画自体がその前の状態でもってつくられている。環境自体の変化にある意味で対応していないのではないかとおっしゃる部分につきましては、私どもも基本的にはそういうふうには思っているところです。

ただ、いかんせん震災以降、市民がこぞって、エネルギーのことに注目しているわけですから、我々も庁内の中でも本当はそういう議論をしているところがございます。そういったときに我々として何ができるのかということも、総合計画という体系的なものとしてもうつくった以上、この記載に追加するという話にも現在のところ、なるわけではないものですから。ただ一方、実態的には、そういうことも含めてエネルギー源の多様化だとか、そういう部分については、庁内でもって議論をしているというところではあるということです。

○齋藤（博）委員

◎太陽光発電について

そういう状況だから、次の質問があって、難しい議論になってしまうのですけれども、小樽における太陽光発電の可能性なり、その限界という部分について、どういうふうに考えているのだろうかということをお聞かせいただきたいというか、庁内で言うと、企画政策室の前を歩くと太陽光発電のポスターが張ってあるのは見ますけれども、小樽市で温暖化という観点でも、エネルギー政策、新エネという観点でもいいのですが、例えば太陽光発電の推進という部分について、どういった施策が盛られているかということについて、説明していただきたいというふうに思います。

○（総務）企画政策室山本主幹

太陽光発電についてなのですが、小樽にとって、まず太陽光発電が向いているのか不向きなのかというところから申しますと、実にその辺の判断が難しいとは思っています。例えば日照時間で言えば、道東とか太平洋側と比べると恵まれている状況ではございません。それともう一つが、冬の積雪が比較的多いという部分もございませんので、決してほかの地域と比べて日照時間が短くて太陽光発電が無理だというような状況ではございませんけれども、それらのいろいろな要件がございますので、なかなか進んでいないというのも現状でございます。た

だ、市の施策ということで言いますと、先ほど委員がおっしゃいましたポスター掲示などを積極的に庁内で進めたりしながら、普及活動ということで、市内で太陽光発電を推進していくような対応をしていきたいと思っています。

**○齋藤（博）委員**

それでは、小樽市内で、事業所もあるのでしょうけれども、個人で太陽光発電を設置しているというような状況については押さえているのでしょうか。例えば戸数とか、そういったあたりについて、押さえているならお聞かせいただきたいというふうに思います。

**○（総務）企画政策室山本主幹**

市内の太陽光発電を設置している件数ということで、北海道電力から聞いている数字がございまして、平成24年2月末現在で、設置済みが96件ございます。それと受付中が4件ということで100件ほどあると。そのうち4件が事業者として設置しているということで聞いてございます。

**○齋藤（博）委員**

申請中も含めると100件ぐらいあるということなのですけれども、例えば、小樽市内のどこに、先ほどのお話の中で、結局、小樽というのは地形が片方は海で片方は山で細長いとかとあって、雪の多いまちで、漠然と太陽光発電がなじまないのかなという印象もあるわけなのです。ただ、実際やっている方もいるし、私の家もそうなのですけれども、やってやれないことはないのではないのかと。だから小樽市として、例えばこの100軒は、要するに地域的に市民がどこら辺だったら自分でやってみようと思ったのかとか、それから1年間でどのぐらいの発電量があるのかというあたりは、調査できないものかというふうに思うのです。プライバシーみたいな部分もあるのですけれども、ある意味意識的にやってもらっているし、間違いなく国の補助金をもらってやっているはずなので、この人方、たぶん全部で。

ですから、小樽のまちの中では、どういったところだったら太陽光の発電というのが進められていて、そこでは1年間で使う量も個人差あるので、幾ら北電に売って北電から幾らももらっているかなどというのはプライバシーでしょうけれども、発電する能力というのは一定なのです。どのような生活をしていようが一定ですから、地域性の問題とか1年間の発電量について、調査するということができないのかしっかり見た上で、やはり小樽における太陽光発電についてこうなのだというのは、前段、地域的な話はあるでしょうけれども、市民は自分たちだけでもって黙々とやっているという実態もあるわけですから、そういったあたりのデータを参考にして、小樽市内における太陽光発電の可能性なり、もしかすると限界みたいな部分をもう少しはつきりさせてもらいたい。そういった議論がないと、補助金でつくれませんかという話に入る以前なものですから。まず、小樽市として、太陽光発電の実態を市民の協力の下で調査すると、そういったあたりについて見解を求めたいと思います。

**○（総務）企画政策室山本主幹**

今の、個人のデータとか、協力していただけないか、調査したらどうかという話でございましてけれども、個人的な情報なものですから、どこまで協力していただけるかというのは、今の段階ではわからないのですが、今後、調査の実施については、どこまでできるかも含めて検討してまいりたいというふうに考えてございます。

**○齋藤（博）委員**

私も含めて協力はしていきたいと考えており、データは積んで待っていますので、いつでも来てもらいたいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

**◎震災瓦れきの扱いについて**

次に、震災の瓦れきの扱いについて、尋ねたいと思います。

震災瓦れきは、地域復興の大きな障害だというような報道があったり、それを見るたびに、地元の人方は大変な思いをしているというのも報道されています。日本じゅうで何とかしてやりたいという思いは強いわけでありませ

けれども、一方では、放射能の問題があって、大変重い課題になっているというのは事実としてあるわけなのですが、最近の報道では、北海道が道内の処分場を持っているところに対して、いろいろな相談を持ちかけていたり、今日の新聞だと、札幌市が無理でないかというようなことを書かれてるわけなのですが、小樽におけるこの東日本大震災の瓦れき処理について、どういった相談なり、どういった協議が行われているのか行われたのか、その辺についてまとめてお聞きしたいと思います。

○（生活環境）廃棄物対策課長

東日本大震災の瓦れき処理についての御質問でございますけれども、震災後間もない平成23年4月8日付けで、環境省の災害廃棄物対策特別本部から各都道府県廃棄物主幹部局長あてに、「東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理体制の構築に関する調査について」という依頼文書が送付されまして、これを受けて4月13日付けで北海道より各市町村、一部事務組合、広域連合にあてて、同様の依頼文書が送付をされてございます。

小樽市といたしましては、震災廃棄物の受入れを検討するに当たり、桃内の廃棄物最終処分場の残用量が少ないこと、また、次期最終処分場計画も白紙であることを勸案いたしまして、4月14日付けで受入れ可能な施設がない旨の報告を送付いたしました。

その後、震災瓦れきから検出される放射線が問題となり、4月時点の調査で受入れを表明していた自治体が次々と受入れを撤回したことから、環境省では23年10月に再調査を行っております。このときの再調査につきましては、4月の時点で受入れ可能と回答した自治体に対して行われたものでありますので、小樽市は再調査の対象にはなっておりません。

また、その後につきましても、本市に対して国や道からの問い合わせ等は来てございません。

○斎藤（博）委員

それで、小樽には瓦れきは来ないという判断に立っているのかというのを確認しておきたいのと、それから、今おっしゃっているのは最終処分場、埋立てのほうだと思うのですが、あえて聞くとしたら焼却場、そういったところに対しても同じような考えで、埋立てについても燃やす分についても、小樽では燃やす分はスペースがないという話はないと思うのですが、とりあえず埋立てについては、小樽にはもう話はないのだという考え方に立っているということをもう一度確認させてもらいたいのと、同じような意味で焼却場についても、小樽にはもう来ないだろうという判断に立っているのかどうかをお聞かせいただきたいと思います。

○（生活環境）廃棄物対策課長

本市は、埋立てのキャパシティの問題で受入れ能力がないと回答しておりますので、それに対して、受入れについての要請は恐らくないものと考えております。

それから、焼却施設でございますけれども、北しりべし廃棄物処理広域連合事務局に確認したところ、昨年4月の調査に対しまして、構成6市町村で震災瓦れきを受入れ可能と回答した自治体がないことから、広域連合としても受け入れできない旨の回答をしたという報告をいただいております。

○斎藤（博）委員

では改めて、もう小樽というところと広域連合に関しては、震災瓦れきの問題については、その議論というのはないという理解でよろしいのでしょうか。その後、繰り返されているような今の動きというのは、昨年4月に無理だというふうに言った時点で、もう話はぶり返ってこないという理解でよろしいのでしょうか。

○（生活環境）廃棄物対策課長

現時点でお話はないということですので、これから来るかどうかということについては、今後の議論もあられましようし、わからないという状況です。ただ、小樽市のスタンスとしては、あくまで受入れ能力がないということで回答しているということです。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、一新小樽に移します。

---

○安齋委員

◎談合情報の処理基準について

まず、今定例会で浮上した談合情報について、何点かお聞かせいただきたいと思います。

いろいろな委員から御質問がありましたけれども、私からは談合情報の処理の基準について少し伺います。

まず、今回寄せられた談合情報の処理基準というのは、どういったものを基にして情報を確認し、調査してきたのかお示しいただきたいと思います。

○（財政）契約管財課長

今回寄せられた談合情報につきましては、北海道新聞から入手された情報を基に、小樽市の公正入札調査委員会で調査いたしました。

その内容につきましては、参加業者の共同企業体名が明記されていて、決まっているというものでした。参加企業の共同企業体名については、基本的には公表していない中で、その企業名が合っているかというような判断の下で、調査の対象としたということであります。

○安齋委員

その判断した基準なのですけれども、もともと何かそういった談合情報を処理するための要綱なり要領などを用意しているのか、それとも調査委員会の委員それぞれの判断で決められたのかをお聞かせください。

○（財政）契約管財課長

判断基準といえますか、小樽市では国土交通省でつくっている談合情報対応マニュアルを基に、考え方に沿ってやっています、その談合情報の中身によって信憑性があるかどうかという判断は、委員会の中でしているというております。

○安齋委員

そうすると、調査委員のメンバーがかわれば、対応の基準も変わってくるということなのでしょうか。

○（財政）契約管財課長

国のマニュアルの中では、調査基準という細かい部分がありません。それで、どういう点があったら信憑性があるのだという部分は、明確になっていない部分はありますけれども、基本的には、談合情報もいろいろなケースがありまして、その中身で委員会として判断するので、その都度変わると言う用語弊がありますが、信憑性をどう判断するかということについては、基準の明記はないです。

○安齋委員

そうすると、今回のような談合情報に関しては、市としてどのような基準を基に判断していくかという詳細な判断基準がないということによろしいですね。

○（財政）契約管財課長

詳細な基準はないというふうに言われるかもしれませんが、あくまでもその情報の中身というのがいろいろございまして、単純に応札業者が決まっているとかいうものもありますし、そのほかいろいろな経過が書いてあったものも、総合的に判断してやっていかなければならないということで、委員会の中で判断しております。

○安齋委員

小樽市のホームページを見ると、国土交通省のマニュアルをそのまま写したようなだけのものしかなく、詳細な基準が本当はないと言うしかない状況なのですが、他都市の事例をホームページなどで見させてもらうと、札幌市や函館市、旭川市などは、それぞれ細かい条件をつくり、ホームページに載せて、調査要領として情報の確認につ

いては 2 点、こういうことがあればこういうふうなことをする、調査基準については 1、2、3、4、5、6、こういった基準を設けているなどという例があります。

こういった情報が何回もあるということは、避けていただきたいし、談合があってはこれは犯罪なので絶対にあってはならないと思うのですけれども、小樽市として、今回のようなケースが今後もないということではないと思いますので、明確に他都市の事例のように、調査要領などを設けてマニュアル化して、例えば今回のような情報があった場合は調査委員会に報告して、例えば情報の確認については、報道機関に支障のない範囲で情報の出どころを明らかにするよう要請するなど設けていますので、そういったことをするべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

#### ○（財政）契約管財課長

確かにおっしゃるとおり、詳細な部分は決まっていない、国のマニュアルに沿った中では決められていない部分はあります。そういうものも現在検討しておりますし、工事だけではなく、市全体の契約に係ってそういう情報があつたときどうするのだという対応を考えながら、小樽市でも独自の調査要領を作成するよう検討はしております。

#### ○安齋委員

できれば早急にさせていただきたいと思うのですけれども、予定などがもしあればお聞かせさせていただきたいと思いません。

#### ○（財政）契約管財課長

できるだけ新年度中には、新年度と言いましてももうすぐですが、本年度はもう出ないので、新年度の早い時期には作成していきたいと思っております。

#### ○安齋委員

##### ◎病院建設工事について

それにかかわって、今回の病院の建設工事の単価についてなのですが、業者と小樽市の見積りの間に十数億円の差があつて、入札を辞退するという異例の状態になってはいますが、今回、久米設計の設計の見積りが、本当にしっかりと積算できていたのか、建設業者の中でも疑問に思われていて、私たちも本当に正しかったのかと、判断基準がないのですけれども、まずその見積りの積算はしっかりとできていたのか、それについてお聞かせください。

#### ○経営管理部次長

このたびの入札の辞退に関連したことについて答弁いたします。

建設工事の積算の方法についてということでございますけれども、今回の病院事業では、建設工事費を可能な限り圧縮するという方針でスタートしてございます。工事費を決定するための積算については、今年度発注をしました実施設計の中で経済性を優先するという観点から、個々の建設資材ごとに北海道が示している道単、資材の単価などが記載されている刊行物等、メーカーなどからの見積り、この三つの価格を比較しまして、設計者の調査に基づく実勢価格も考慮した上で、採用する単価なり価格を決定してございます。これらを積み上げて今回の積算の価格というふうにしてございます。

#### ○安齋委員

詳細にやっているということなのですが、入札を予定している業者がふたをあけてみたら、十二、三億円も下回っていたという判断になっていることが、私としては理解できないし、今後は皆さんで調査していただくのだろうと思うのですけれども、3月7日の北海道新聞では、この価格の隔たりの理由を、全然市は説明できていないというふうに御指摘をいただいているのですが、判明してからそれほどたっていないので、これから調査していくのだろうと思うのですけれども、今の段階で、この価格の隔たりの理由について、何か考えられているとか少し浮かんでくるものがあれば、お聞かせください。

### ○経営管理部次長

今回の入札辞退の理由が、予定価格との価格の違いということでございますので、私どもが今回算定をしました価格の妥当性というところを検証していく必要があると。それと、最近発注しました、ほかの自治体病院などの価格も比較して、これまでもやっていたけれども、これを再度検証するように設計者には指示をいたしました。先ほど委員もおっしゃったように、二、三日前の話でございますから、期間については、できるだけ急ぐようにということで指示はしてございますけれども、今日の段階で、いつまでにその分析が終わるところまでは至っておりません。

### ○安齋委員

我々の会派は、分割発注ではなく一括発注で、もっと安くして市民負担を減らして建ててほしいと主張しているのですが、今回の件で、新市立病院の開院が遅れてしまうということは、市民にとっては大変不利益なことであり、悪い想定をすると、医師がいなくなってしまうということも考えられると思います。早急にそういった調査を進めていただきたいと思います。

また北海道新聞からなのですが、3月6日に年度内発注困難に、という見出しで記事が出ていましたけれども、その中でこの予定価格について、市が見直す考えはないというふうに断言したものが出ているのですけれども、まずこれについて今後そのような態度で調査、検証などをしていくのかどうかをお聞かせいただきたいと思います。

### ○経営管理部長

今の件につきましては、一昨日のこの委員会でも御質問がありましたので答弁していますが、北海道新聞ではこういう断定的な書き方をされていますけれども、これには私が取材を受けたのですが、前後がありまして、今の段階で、直ちに予定価格を見直すことはないという話をしました。一昨日の委員会でも言いましたが、先ほど経営管理部次長が言いましたように、今、実態を把握中でございますので、その原因によって対応を考えるということでございます。

### ○安齋委員

最後に、市長にお話を伺いたいと思いますが、本体工事の予定価格が十二、三億円下回っているということですが、本市の予算として、市民からは高すぎるのではないかと、我々の主張としてはもっと安くしてほしいというのがありますが、これ以上価格を上げるということはなかなか市民の理解を得られないと思っています。市長の御見解をお聞かせいただきたいと思います。

### ○市長

私は別に上げるとは一言も申し上げておりませんので、誤解されないようにしていただきたいと思います。

今、答弁させていただいたように、JVで辞退されたところの正確な情報というのは、私は承知しておりません。新聞では12億円とか13億円とかと書いておりますけれども、JV、要するに辞退された方の価格がこれだけだということは、私自身聞いておりませんし、それから今も答弁させていただいたように、その価格自体について今、見直しというか調査中だというようなことでございますから、それはそれで粛々と進めていただきたいというふうに思っております。

私が一番懸念しているのは、こういうことがあって、当初予定していた開院、開業時期が遅れてしまうというのが、委員もおっしゃるように、市民にとって大変心配されているところだろうというふうに思っております。ですから、そういうようなことに至らないように、そして今建設価格について、費用について、どういう状況であるのか、久米設計を含めて、きちんとした形で調査をして、できるだけ早くそういったことについて数字的なことも示していただいて、そして業者にもいろいろと話をしていきたいというふうに思っております。

### ○安齋委員

#### ◎小樽市職員昇任試験について

次に、人事評価についてということで、通告させていただいていましたけれども、公明党の高橋議員が本会議で質問されていた際に市長から答弁がありまして、その答弁は、平成19年度以降は、小樽市人材育成基本方針において基本理念や目指すべき職員像などを定め、その実現に向けて新たな研修を取り入れるなど、充実を図ってきておりますというものでした。

私の主張としては、他都市の人材育成基本方針を見てみると、昇任試験を導入していたり、検討するという事例が何都市かありました。小樽市としては、相当前に昇任試験を導入していたけれども、何十年も前からなくなってしまったと。まず、これがなぜなくなったのか、いつなくなったのか、もしわかればお聞かせいただきたいと思えます。

#### ○（総務）職員課長

お尋ねの昇任試験の件につきましては、以前も委員からの御質問がありまして、私どもも調べてはみたのですが、何十年も前のことで、私は市役所に入って30年以上になるのですが、入った当時は既に昇任試験はなかったという状況で、なくなった理由についても不明ということでございます。

#### ○安齋委員

これまでも議会で、大橋前議員が昇任試験について、山田前市長に対して質問されていました。そのときの、導入しないといった答弁に対しての理由が、配置される職場によって有利不利が生じる可能性があるというふうに答えているのですけれども、これはどこの企業でも同じことだと思うのです。これを理由に導入しないというのは、理解しがたいというか、それだけの理由で昇任試験がないというのは、それほど小樽市職員のレベルが低いのかと思わされるような状況だと思うのです。私は、市職員のレベルは低いとは思わないので、こういった理由でやらないということであれば、一度やってみてほしいと思っているのですけれども、いかがでしょうか。

#### ○（総務）職員課長

今、委員がおっしゃったように、これまでも昇任試験についての御質問があったときには、そういった理由でやらないということで申し上げてきておりまして、忙しい職場に行っただけの方は試験準備なりができない、そういった弊害があると。またもう一つは、試験準備のために本来業務がおろそかになるのではないかと心配もされているわけです。

ただ、試験ということで画一的に線を引いて、能力で登録して、通った方だけを昇任対象にしていくということではなくて、それ以外にも勉強できる方もいれば、勉強はいまいちだけれども、対人能力は非常にすぐれているとか、それぞれあるわけですから、その個性を生かす中で、総合的に評価をして、どういった人間が昇任するのに適当なのかという部分は、ふだん仕事を見ている課長なり、部長なりから内申をもらって、こういう中でやっているわけですから、必ずしも試験をやる方がいいというふうには、私どもは考えておりませんので、今後も試験という形で導入していくという考えはございません。

#### ○安齋委員

課長がおっしゃるとおりで、テストができない、試験ができないという方も社会的に評価が高かったりといういろいろだと思います。市長も御答弁されておりました適材適所で人事配置をするということでしたけれども、部長や課長の判断によって職員の昇任などを決めていましておっしゃっていましたが、昨年、その部長や課長が法律を知らないということでパーティー券事件を起こしていたら、そういう判断をする部長が法令違反していたのだとしたら、どういうふうに判断すればいいのかと疑問に思ってしまうのですけれども、これについてはいかがでしょうか。

#### ○（総務）職員課長

今、安齋委員がおっしゃられたのは、極めてピンポイント的なお話でございますので、それをもって部長なり課長職にある者が職員を評価できないというふうに私どもは思っておりません。

### ○安齋委員

昇任試験だけが一つの判断基準だというのは、私も間違っているというか、そういうことではないと思っていますが、ただ、その業務に支障があるというお話をされていましたが、他都市では導入して、それでしっかり職員が勉強して、人材育成につながっているという例もありますので、例えば難しい試験ではなく、法律うんぬんも必要だとは思いますが、トヨタ自動車で有名な豊田市では、そういった難しい試験ではなく、例えば市の方針や総合計画についてどういう考えを持っているかとか、それについてどのような見解を持っているなどといった、簡単な試験問題を用意して、これを自発的に職員が勉強するようにするとか、自己啓発のものでやっているということもありますので、まず、難しい昇任試験ではなく、そういった自己啓発を含めた簡単な小樽の市政について勉強するというような方法も必要かと思うのですが、これについていかがでしょうか。

### ○（総務）職員課長

私どもの考えといいますのは、試験が難しいか簡単とかというよりは、もう一つの弊害としては、能力があるのにそういった試験を受けないで、挑まないで、埋もれてしまうという懸念もあるわけです。ですから、私どもは、試験で受かった人間だけを昇任対象にしていくというのは、これまで申し上げたような理由で、必ずしもいいものになるとは思っていませんので、だからといってそういう市政方針については勉強していないかという、できる職員はしっかりと勉強していると思っておりますので、そういった形でこれまでどおり進めていきたいというふうに考えております。

### ○安齋委員

ぜひ、できる職員は勉強していただきたい、いや、しているのだろうと思っています。今後も職員が頑張れば頑張った分だけ報われるような体制になっていただきたいというのが私の本心でありますので、いろいろな事例を勉強して、また提案させていただきたいと思っております。

### ◎補助金などについて

続いて、補助金などについて質問させていただきます。

今回負担金補助及び交付金で、昨年度と比べると1億7,000万円ほど減額していますが、まずこの負担金補助及び交付金の支出の根拠についてお示しいただきたいと思っております。

### ○（財政）財政課長

負担金補助にもいろいろございまして、法律に基づく補助とか、法律に基づかずに予算に計上するだけでできる補助とかがありますが、根拠といいますと、委員が聞きたいのは、たぶん予算補助のことかと思うのですが、その根拠というふうになりますと、地方自治法の第232条で「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」というような規定があります。その公益上必要がある場合というのは、どういうことなのだということになると思うのですが、その解釈につきましては、財務に関する質疑応答などを引用しますと、その具体的な判断をするための基準はございませんが、第1次的には予算計上の段階で、地方公共団体の長である市長が判断して、第2次的には地方公共団体の議会が予算審議の段階で判断するというふうにされているところでございます。

### ○安齋委員

市長が判断したり、予算上法律で決められているというものもあるのですが、今回、全体を見れば1億7,000万円減額されてはいますが、ピンポイントで見れば、昨年と同様の予算がついていたり、一つは減っていたり増えていたりなどいろいろあると思うのですが、これについてしっかり精査して、いいものはいいと言って予算を多くすればいいし、悪いもの、無駄に使っているというふうな判断があれば、減額していくべきだと思っています。

中松市長の新年度予算ですので、新市長になって、前年度の山田前市長の予算をただ踏襲するということではな

と思いますので、しっかり今年度一回見て、また、新年度の予算をしっかりとした根拠に基づいて計上していただきたいと思いますが、市長はいかがでしょうか。

#### ○市長

私は、山田前市長の踏襲を全くしておりませんが、それだけは御理解しておいていただきたいというふうに思います。

私は、1月に入ってから、関係部といろいろな予算のヒアリングを缶詰になって行いました。本当に必要なものなのかどうなのか、そのようなことをいろいろとヒアリングした中で、最終的に判断をしたことであります。ただ、委員がおっしゃるように、25年度以降どうなのかという、さらに厳しく、いろいろと判断していかなければいけない局面がたくさん出てくるだろうというふうに思っております。そういった中で言うと、本当に必要なものはきちんと確保していかなければいけませんし、無駄なものはカットせざるを得ない。こういうことでございますので御理解していただきたいと思います。

#### ○安齋委員

補助金を出しているところも、無駄とは言いませんけれども、市長が公約に掲げている市民力をいかすためには、あまり行政に頼らないで市民みずからあっせんして、市としてサポートするという体制が一番よろしいのかなと思いますので、私としてもいろいろ勉強していきますので、今後とも無駄なものは省く、いいものには予算をつけていくという姿勢で臨んでいきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

#### ◎新共同調理場について

最後に、新共同調理場について伺います。

今回、新共同調理場の建設費として25億700万円計上されていますが、平成23年度までに建設され、24年度から運用開始される苫小牧市の学校給食共同調理場との予算を比較すると、4,300万円少ないという状況を見まして、では、なぜこれほど少ないのかというところを、なぜ小樽市の共同調理場よりも4,300万円安いのかというところを、まずお聞かせいただきたいと思っております。

#### ○（教育）学校給食課長

今、おっしゃいました苫小牧市の例でございますが、苫小牧市第一と第二の二つの調理場ございまして、第一のほうがこのたび建替えを行っております、24年度から供用開始ということで伺っております。

それで、今お尋ねのございました、今回御提出した25億700万円との4,300万円の差という部分でございますけれども、苫小牧市のその施設の内容を確認させていただきましたが、調理場の設備の中では、調理がま等のほかにも、あえものをつくるスペースということで区画をし、そうした部屋を設けることにしております。

苫小牧市の場合は、第一を今回建て替えるということで、第二のほうの調理場も稼働しているのですけれども、そちらのほうとの施設設備との見合いの関係で、今回新設になったところには、区画はしておりますが、設備機器は将来導入するというふうに伺っております。そうした関係がありますとか、給食の供給校数が、苫小牧市は27校と伺っております。本市では34校の予定でございますが、そうした要素ですとか、また給食の献立内容等の違いなどもありますと調理がまの数なども違ってまいりますので、今申し上げたあえもの室などの面も含めて、今おっしゃられたような差が生じているのではないかとというふうに考えているところでございます。

#### ○安齋委員

小樽市が34校に対して、苫小牧市が27校と、学校数は少ないということなのですが、施設を見てみると、小樽市は供給する給食数が9,000食、苫小牧市が1万食。建設する面積が小樽は3,919平方メートル、苫小牧が4,412平方メートルと、明らかに施設の規模が小さいのに、調理器具だけで4,300万円も金額が違うのかというところが疑問に思うのですが、この調理器具というのはどのように違って、その予算が苫小牧市より高くなっているのかを御説明をお願いします。

○(教育) 学校給食課長

主にあえもの室の関係で申し上げましたけれども、あえものをつくる際は、その食材を調理がまでゆでるですとか、それからまたさらに別なかまでその具材を合わせる、あえるですとか、そうした関係が必要となってまいります。

また、その後の温度管理等もございますので、例えば真空冷却器のように、温度を徐々にではなくて一度に下げる機械でありますとか、具材を入れる冷蔵庫でありますとか、そのできあがったものを配食する配缶台でありますとか、あと洗浄も若干ありますので、器具等の準備でありますとか、そういったような諸設備を伴いますので、相当の金額にはなるというふうには認識していると思います。

あと、かまの関係ですけれども、一般的に申し上げますと、小学校、中学校の学校数、学校規模の問題もございますし、学校の児童・生徒数という要素もございますし、それからまた、給食の献立内容がどうか、例えば1献立で行う場合、2献立で行う場合、若しくは3献立というような場合も中にはあるかと思うのですけれども、そういったようなことで、かまの数なども違ってくる要素になるのかというふうには思っております。

○安齋委員

私も全然家でも調理しないので、あまり専門というか、器具とかを見てわからないのですけれども、ただ、大きなところだけ見ると1,000食も少なく、面積も500平方メートル少ないのに、なぜ建設費が高くなるのかというのは、なかなか市民も理解できないと思っています。

病院の問題でも、入札すれば予定価格よりも下がるという話も何回も御答弁いただいておりますけれども、たぶん、この給食の建設費についても同じようなことが言えると思います。まさか25億700万円よりは高くなるのかということではないと思いますけれども、一概にどれぐらい下がるとかは言えないとしても、できれば苫小牧市よりも少ない金額で建設していただきたいというのが、私の本音でございますので、最後に御意見いただければと思います。

○(教育) 学校給食課長

工事の関係の入札の関係でありますけれども、今回予算を御提出させていただいておりますので、工事の入札等は今後のこととなりますが、通常の工事に入札に関しては、あらかじめ予定価格を定めて入札を行うものとなりますので、通常は予定価格を下回るものとは認識はしているところでございます。

○安齋委員

病院の問題と同じで、きちんと入札業者が現れるのか心配なのですけれども、大丈夫でしょうか。

(「余計なことを言わなくていい」と呼ぶ者あり)

(「大丈夫だ」と呼ぶ者あり)

○委員長

一新小樽の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時35分

再開 午後 5 時19分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

川畑、新谷両委員より、別紙お手元に配布のとおり、議案第1号及び第26号に対し、修正案が提出されております。

提出者より、両修正案を一括して、趣旨の説明を求めます。

## ○新谷委員

日本共産党を代表して、議案第 1 号「平成24年度小樽市一般会計予算案」に対する修正案の提案説明を行います。東日本大震災からはや 1 年がたちました。被災地では復興のめどはまだ遠く、ここ小樽市でも震災の影響で観光客の来樽数に見られるように、まだ以前の回復をみておりません。

加えて、長引く景気低迷、円高などで、中小零細企業の経営は苦しく、新卒高校生の市内企業採用も厳しいものとなっています。市民生活も介護や国保、後期高齢者などの保険料の引上げ、子育て世帯の年少控除廃止による増税などで、一層の厳しさを増しています。

市長提案の一般会計予算案は、他会計からの借入れを行わず、市税収入も落ち込む中で、除雪予算を留保するなど厳しいのはわかりますが、小樽市がわずか240万円上乗せすればできるふれあい見舞金も廃止するなど、市民には厳しい予算案です。しかし、市民生活を応援し、景気の 6 割を占める個人消費を拡大することが、市内経済の底上げを図るものです。

我が党の修正案は、石狩湾新港管理組合負担金のうち、公債費と今年度の港湾建設費相当分を削減し、食育の立場で新学校給食共同調理場建設事業の中止、有価証券の売却、O B C の固定資産税滞納分回収の上積みなどで財源をつくり、未就職の高校生の市役所への臨時採用で雇用支援、住宅リフォーム助成制度の拡大、かけこみ緊急資金貸付金による市内業者の支援を行います。子育て世代への支援として、就学前児童の医療費の全額助成、銭函保育所建設のための実施計画を行います。

高齢者に対しては、ふれあいバスはワンコインで利用できるようにし、大幅値上げの介護保険料は第 4 段階の基準保険料を 5,000 円にし、それ以下の段階の市民税非課税世帯の軽減を図ります。国民健康保険料は、1 世帯 1 万円引き下げます。議会答弁にあったように、平成23年度で見ると、40歳代子供 2 人の 4 人家族で、給与収入 30 万円で保険料は 5 万円。収入の 16.6 パーセントにも上り、保険料の負担が大変重くなっています。今定例会には、保険料 1 世帯 1 万円引下げの請願署名が提示されています。我が党の修正案は、多数の市民の願いにこたえるためのものです。

市民要望の強い市民プールは、早期建設に向けた土地調査費を予算化しました。この結果、修正案の予算規模は 550 億 3,364 万 1,000 円となり、市長提案の予算規模の約 97.3 パーセントです。

なお、歳入で海水浴場対策委員会貸付金 4,146 万 2,000 円を削減しています。この修正案が可決されれば、海水浴場対策委員会に対して権利放棄となります。可決されたときは、市長においてこの措置をとっていただくことになりますので、あらかじめ申し上げておきます。

市民生活応援と地域経済活性化を目指す予算修正案に、賛同をいただけますようお願いいたします。

次に、議案第 26 号小樽市職員倫理条例案の修正案の提案説明を行います。

倫理条例案第 7 条で、市民の責務をうたっておりますが、努力規定とはいえ、職員の倫理条例で市民を職員、管理者、任命権者などと並べ平等に扱うことはふさわしくありません。したがって、小樽市職員倫理条例案第 7 条を削減するものです。詳しくは本会議で述べます。

以上、提案説明といたします。

## ○委員長

これより、一括討論に入ります。

## ○川畑委員

日本共産党を代表して、議案第 1 号に対する修正案に賛成、原案に反対、議案第 26 号に対する修正案に賛成、原案に反対、並びに議案第 2 号ないし第 15 号、第 27 号及び第 40 号に反対する討論を行います。

一般会計予算については納得できません。そして、厳しい財政にあっても、我が党の修正案のように市民の懐を暖めることに力を入れて、個人消費を拡大することが必要です。この点で、一般会計予算に対する我が党の修正案

は、提案説明にあったように、不要不急の事業を中止して、市民生活応援、地域経済を活性化する立場で提案しております。

また、小樽市の国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢化医療事業特別会計、それに小樽市病院事業会計については、認められません。

また、議案第26号小樽市職員倫理条例については、先ほど提案したように、条例第7条、市民の責務について削除すべきであります。

また、ほかの議案については否決いたします。

請願については、国民健康保険料の引下げ方について、小樽市の国保世帯は、2万2,168世帯で約33パーセントであります。そのうち、保険料の滞納世帯は10.1パーセントを占めているわけです。保険料が高いため、払いたくても払えないのが実状であります。保険料の1世帯1万円の引下げを求めて請願署名された方は、短期間にもかかわらず、現時点で7,828筆に達しているわけです。この請願に託した願いは切実でありますので、願意妥当でありまして全会一致で採択することを求めるわけです。

そして、陳情第292号は、倫理条例を見直せという内容であって、外部委員会の調査報告書が提出されたとき、再発防止策についての提言を含めて、真摯に受け入れるとした議会の全会派にとって、採択できないことは明白です。外部委員会の提言を具体化し、策定された議案第26号を優先して施行することが議会に求められていると思います。したがって、陳情第292号については不採択とし、陳情者にもこの経過を理解していただいて、陳情第292号で言わんとする趣旨を、外部委員会の再発防止策についての提言を具体化し、提案された議案を直接見直せと否定するのではなく、後日、別な形をとって建設的に提案していただけるならば、日本共産党として審議することはやぶさかでないことを申し上げておきます。

詳しくは本会議で述べることにいたしまして、今日の提案報告について、これで終わります。

#### ○安斎委員

詳しくは本会議で述べますが、議案第1号、第12号については否決、請願第1号については継続審査、陳情第292号については不採択を主張する討論を行います。

議案第1号に対しては、中松市長初の新年度予算で経済雇用対策については一定程度評価できますが、病院への基準外の繰入れが盛り込まれていること、過疎債がない場合、病院建設で一般会計の負担が増える可能性がありますことから、病院建設を遂行する予算は認められない。これは以前から主張しておりますとおりです。

議案第12号に対しては、分割ではなく一括発注で建設費を圧縮することを求めており、他都市の市立病院建設と比較し、病院建設コストが高いため、これには賛成できません。

請願第1号に対しては、国保料引下げについては同意できますが、我々としては、予防医療によって医療費の抑制をすることを主張しております。予防医療による医療費引下げは直ちにできませんので、請願第1号に対しては継続審査を主張します。なお、継続審査が否決された場合は、自席にて棄権いたします。

陳情第292号については、今定例会で、まず、倫理条例を可決することが必要であり、今後経過を見て、見直しが必要であれば議論していきたいと思っておりますので、今回の陳情は不採択を主張いたします。

#### ○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、請願第1号について採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

#### ○委員長

起立少数。

よって、継続審査は、否決されました。

次に、ただいま継続審査が否決されました請願について採決いたします。

採択とすることに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

**○委員長**

起立少数。

よって、請願は、不採択と決しました。

次に、議案第 1 号に対する修正案について採決いたします。

可決することに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

**○委員長**

起立少数。

よって、修正案は、否決されました。

次に、原案について採決いたします。

原案どおり可決することに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

**○委員長**

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第12号について採決いたします。

可決することに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

**○委員長**

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第292号について採決いたします。

採択とすることに、賛成の委員は御起立願います。

(起立なし)

**○委員長**

賛成者はありません。

よって、不採択と決定いたしました。

次に、議案第26号に対する修正案について採決いたします。

可決することに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

**○委員長**

起立少数。

よって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

原案どおり可決することに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第 2 号ないし第 11 号、第 13 号ないし第 15 号、第 27 号及び第 40 号について、一括採決いたします。

いずれも可決することに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の議案について、一括採決いたします。

いずれも可決と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言ごあいさつ申し上げます。

当委員会において付託されました案件はもとより、各行政各般にわたり熱心な御審議を賜り、委員長としての任務を全うすることができました。これも川畑副委員長をはじめ委員各位と、市長をはじめ理事者の皆様の御協力によるものと深く感謝いたしております。意を十分尽くせませんが、委員長としてのごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会は、これをもって閉会といたします。